韓国の環境・エネルギー関連賦課金制度
――運用実態と制度進化のための課題――

李　秀澈・金　正仁(1)

目　次

1．はじめに
2．韓国の環境関連賦課金の概要
3．環境・エネルギー関連賦課金現況
3-1. 大気保全関連賦課金
3-2. 水質保全関連賦課金
3-3. 廃棄物関連賦課金
3-4. 自然環境保全関連賦課金
3-5. エネルギー関連賦課金
3-6. 交通関連賦課金
4．環境賦課金制度のインセンティブ機能と成果
5．環境賦課金制度の課題―結びに代えて

1．はじめに

日本では環境の保全や改善を目的として環境税や環境賦課金などの経済的手法が導入された例は少なかった。日本の典型的な環境政策は，汚染物質の排出基準を定める濃度規制や総量規制を通した直接規制であった(2)。しかし，韓国では直接規制の他に，環境対策に必要な財源調達を目的とした経済的誘引制度が多く活用されてきた。その代表的なものが環境賦課金制度である。

韓国の環境賦課金制度は，特に導入初期においては事業者など排出源の抵抗を考慮して，賦課率が非常に低く設定されたり，また賦課対象事業者の規模や排出水準に応じて多様な減免措置が行われたりした。したがって，環境賦課金制度の多くは汚染抑制のインセンティブ機能があまり働かず，主に中央政府の環境政策のための財源調達手段に留まっていた。

例えば，韓国初の環境関連賦課金制度ともいえる合成樹脂廃棄物処理費用負担金制度（1979年導入）は，結果的に農村地域の生活環境改善に一定の役割を果たしたものの，ビニールハウスからの廃ビニールの発生を抑制しようとする意識に乏しく，単なる廃ビニールの収集・処理費用の調達手段に過ぎなかった。工場から排出される汚染物質の排出量に応じて課された排出賦課金制度（1981年導入）も，低い賦課料率と緩い賦課基準のために汚染インセンティブ機能が脆弱であった。

韓国では1980年代後半からは政治の民主化，ソウル・オリンピックの開催などを契機に，快適な生活環境を求める国民の声が高くなった。韓国の人々は産業公害対策の強化と同時に，生活環境関連基盤施設の整備および森林保護など自然環境保全対策にも関心を持ち始めた。こうした国民の要求に対応するためには，多くの環境財源が必要となる。しかし当時，韓国政府の環境予算は一般会計からの財源が限られていたので，環境関連賦課金による財源調達が環境財

源確保の重要な手段となった。

たとえば1991年に「環境改善費用負担金」および「廃棄物預置金」，1993年に「廃棄物負担金」，1995年に「水質改善負担金」，1996年に「混雑交通料」，そして1999年に「水利用負担金」などが導入された。また，2001年に「生態系保全協力金」，2003年に「再活用賦課金」，そして2004年に「水質総量超過負担金」が導入されており，2007年7月からは首都圏大気質環境改善特別法に基づき「大気総量超過負担金」が実施された。

近年，韓国の環境関連賦課金制度は，賦課金料率の引き上げや賦課対象汚染物質の拡大などを通じて，汚染抑制のためのインセンティブ機能が強化されている。また廃棄物預置金制度が「生産者責任再活用制度」に置き換えられたり，濃度規制と総量規制が同時に施行されるなど制度進化が進められている。しかし，環境関連賦課金制度は依然として，環境汚染抑制インセンティブ機能の弱さ，賦課対象の重複，賦課金財源の使途や賦課金性格の不明確さなどの問題点を抱えている。

本稿では，韓国で施行されている環境関連賦課金制度を，大気環境保全部門，水環境保全部門，廃棄物部門，自然環境保全部門，エネルギー関連部門，そして交通関連部門など6つの部門に大別し，各部門別の主要制度の運営実態と，各制度の性格や汚染抑制インセンティブ機能を考察する。その上で，韓国の環境賦課金制度が，環境改善に有効な手段として進化していくための条件と課題を明らかにする。

韓国の環境関連賦課金に関する考察は，廃棄物や交通公害問題などで新たな効果的手法を必要とする日本，および環境対策のための行財政基盤の脆弱な近隣アジア諸国にとっても，環境政策を進める上での示唆が大きいと思われる。

2．韓国の環境関連賦課金の概要

経済的な方法で環境問題に取り組む手段として，まず税が挙げられる。また，税と同様に経済的方法に依拠しながらも，たとえば賦課金のように税とは区別できる手段もある。韓国には，租税を除き法律に基づいて金銭的支払いを義務づける経済的手段の管理・運用を規定する「負担金管理基本法（2001年制定）」が存在する。この法律では負担金を，中央政府もしくは自治体の長，および行政権限を委任された者が，法律に基づき特定の公益事業と関連して賦課する，租税以外の分担金，預託金，寄与金などの金銭的支払い義務，と定義している。本稿では，こうした金銭的支払い義務，すなわち租税以外の経済的手段の総称を賦課金とする。したがって本稿で環境関連賦課金とは，環境関連の負担金，分担金，預託金などを幅広くカバーする用語として用いる[(3)]。

租税と賦課金の相違点は以下の3つが挙げられる。まず，租税の賦課目的は，基本的に国家もしくは自治体の一般経費調達にあるが，賦課金の場合は主として特定公共事業経費の調達にある。次に，租税の納付義務者は一般国民や住民であるが，賦課金では当該事業と関連した者となる。最後に，租税は賦課対象主体の担税力に応じて賦課されるが，賦課金は事業との関連程度や事業費の規模に応じて賦課される。なお租税のうち目的税は，賦課目的において特定事業経費を調達する側面では賦課金と類似しているが，その事業と関連のない一般国民に対しても賦課することが賦課金とは異なる。

賦課金導入の理論的根拠は，原因者負担原則，拡大生産者責任原則，受益者負担原則，そして損壊者負担原則などが挙げられる。韓国の環境関連賦課金は表1のように原因者負担原則に基づいて賦課されるものが最も多い[(4)]。また，廃棄物関連賦課金は生産者の製品に対する物理的

表１　賦課金導入の根拠

賦課根拠	賦課金名
原因者負担原則	合成樹脂廃棄物処理費用負担金(79；廃止93年)，排出賦課金(83)，交通誘発負担金(90)，環境改善負担金(92)，騒音負担金(93)，ごみ誘発負担金(94)，水質改善負担金(95)，混雑交通料(96)，海洋汚染防止分担金(97)，海洋環境改善負担金(01)，総量超過負担金(大気：02)，総量超過負担金(水質：04)
拡大生産者責任原則	廃棄物預置金(92；廃止02年)，廃棄物負担金(93)，再活用賦課金(03)
受益者負担原則	水利用負担金(漢江水系：99)，水利用負担金(洛東江，錦江，栄山江水系：02)
損壊者負担原則	代替森林資源造成費(90)

注１：(　　)内は導入年。
　２：この表は各種の関連資料に基づき筆者により編集・作成された。以下の表，図では出典が表記されていない場合，筆者により作成されたものである。

または財政的責任を製品の全過程にかけて拡大させようとするOECDの拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）に多くの影響を受けており，その代表的なものが再活用賦課金である。さらに，漢江，洛東江などの「４大江」を上水源とする住民から上流の水質保全事業に必要な経費を調達している水利用負担金は，受益者負担原則に基づいて導入されている。

韓国の環境賦課金からの財源は，一般環境対策あるいは特定環境対策の財源として活用されてきた。たとえば，これらの環境賦課金財源は環境改善特別会計など特定会計に繰り入れられ，直接補助や政策金融などの形で，地方自治体や民間企業に対する環境補助金財源として多く活用された（詳しくは，李（2004）を参照)。

ここで，汚染者負担原則および原因者負担原則と補助金との関係について述べる。

1972年にOECDは「環境政策の国際経済に関する指導原則」を公表し，“汚染者の汚染防止に使われる費用に対して直接補助金，税制優待などの措置をしてはならない”という，「汚染者負担原則」を打ち出した。それ以来，汚染者負担原則は環境政策の主要な指導原理として確立されてきた。

ところで，環境政策手段のうち環境補助金のかかえる最大の理論的欠陥は，このような汚染者負担原則あるいは（汚染の）原因者負担原則に抵触するという点である。環境補助金は一般納税者から汚染者に所得を移転させる，いわゆる所得分配の歪曲機能を持っているためである。日本の場合，環境補助金は大部分が国家の一般財源から調達されており，また支給対象者も汚染事業者であったのが一般的であった。しかし韓国では，補助金の財源が汚染者から徴収される税金や賦課金などでまかなわれる事例も多い。

環境税あるいは環境賦課金は汚染者が社会に損害を与えた費用，すなわち汚染者が支払わなければならない外部費用を，汚染者に負担させる機能を持つ。同じ類型の環境補助金でも，高い税率の環境税や賦課金と組みあわされたり，環境補助金の財源が一般納税者からではなく，汚染者（もしくは汚染者を含む集団）から調達された場合には汚染者負担原則に抵触するという問題はある程度緩和される。したがって環境賦課金からの財源が特定財源として環境対策および環境補助金の財源として活用されることは，環境補助金が汚染者負担原則から大きく逸脱しない限り，社会的に受け入れられやすい。

1990年代に入り韓国で財源調達型環境賦課金が多く導入されたのはこのようなバックグラウンドもあったといえる。

環境関連賦課金は1980年代までは4件に過ぎなかったが，1990年代に13件，2000年代には7件が導入された（表2参照）。特徴的なのは1990年代後半から水環境保全関連賦課金の導入が急増していることである。これは，1990年代に入って，洛東江など大都市の主要上水源で相次いで発生した水質汚染事件が社会的に大きな問題となったのが契機である。たとえば，1990年6月のTHM（トリハロメタン）事件，1991年3月のフェノール汚染事件，1994年1月の有機溶剤汚染事件など洛東江の上流側に立地している工場の排水から発生した多くの汚染事件は，体系的な流域管理政策の必要性を広く社会に認識させる契機となった。その結果として，漢江，洛東江，錦江，栄山江などいわゆる4大江の水質保全を目的とする水利用負担金制度が導入された。

韓国では，環境関連以外に文化，観光，産業，福祉などの部門にも多くの賦課金が導入されている。2005年末現在102種の賦課金が施行されており，賦課金総額は11兆4,296億ウォンに達している。これは1998年の3兆8,968億ウォンに比べて，約2.9倍に増加した（表3参照）。このうち環境関連賦課金は1998年の7,188億ウォンから2005年度にはその約3倍の2兆1,774億ウォンである。環境関連賦課金は賦課金全体の34.1%比率を占めており，エネルギー関連賦課金も含めれば賦課金全体の43.4%に達している。

表2　韓国の主な部門別環境関連賦課金制度の導入時期

年代	大気環境関連	水質環境関連	廃棄物関連	自然環境関連	エネルギー･交通関連
1980年代前半	排出賦課金(大気)(83)	排出賦課金(水質)(83)	合成樹脂廃棄物処理費用負担金(79；廃止02年)	森林復旧費用預置金(80)	
1980年代後半					
1990年代前半	環境改善負担金(大気)(92)	環境改善負担金（水質）(92)	廃棄物預置金(92；廃止02年)，廃棄物負担金(93)，ごみ誘発負担金(94)	代替森林資源造成費(90)	交通誘発負担金(90)，騒音負担金(93)
1990年代後半		水質改善負担金(95)，海洋汚染防止分担金(97)，水利用負担金(漢江水系：99)			石油輸入・販売賦課金(95)，混雑交通料(96)，原子力研究開発事業費費用負担金(96)
2000年代	大気総量超過負担金(02)	海洋環境改善負担金(01)，水利用負担金(洛東江，錦江，栄山江水系：02)，水質総量超過負担金(02)	再活用賦課金(03)	生態系保全協力金(01)	電力産業基盤基金負担金(01)

注：(　　)内は導入年。

表３　環境関連賦課金の賦課額推移

（単位：億ウォン）

	件数	1998	2000	2002	2004	2005
賦課金合計	102	38,968	48,497	78,215	100,415	114,296
環境･エネルギ-関連	30	20,317	22,147	38,492	46,024	49,649
（うちエネルギ-関連を除く）	26	7,188	10,836	16,073	23,315	21,774
大気環境保全関連	3	3,541	4,200	5,306	6,532	6,645
水環境保全関連	7	234	2,435	3,657	5,623	5,941
海洋環境保全関連	2	189	192	64	223	256
廃棄物関連	5	805	671	706	504	607
自然環境保全関連	6	1,512	2,293	5,101	8,930	6,677
交通関連	3	907	1,045	1,239	1,503	1,648
エネルギー関連	4	13,129	11,311	22,419	22,709	27,875

注１：大気と水の両部門を賦課対象としている環境改善負担金の賦課額は，全額大気環境保全関連賦課金に含まれた。
２：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。
出所：企画予算処（各年版ａ）より作成。

韓国の環境賦課金財源は，すでに指摘したように，使途があらかじめ指定された特定財源である。たとえば，排出賦課金，環境改善負担金，総量超過負担金，水質改善負担金などは環境部[5]所管の環境改善特別会計に繰り入れられ，環境政策財源として活用されている[6]。４大江水利用負担金はそれぞれの水系管理基金，また代替森林資源造成費用および分割納付履行保証金は農漁村構造改善特別会計に帰属している。そして騒音負担金は交通施設特別会計（空港勘定に計上）に，また混雑交通料や交通誘発負担金は地方都市交通事業特別会計に各々繰り入れられ，特定目的に活用されている（表４参照）。

３．環境・エネルギー関連賦課金現況

3-1．大気保全関連賦課金

大気保全関連賦課金は排出賦課金（大気部門），環境改善費用負担金（大気および自動車部門），そして大気総量超過賦課金の３つが施行または導入されている。このうち大気総量超過賦課金は2004年に導入されたが，本格的な施行は2007年７月からであり，したがって2007年３月末にはまだ賦課実績はない。本節では排出賦課金と環境改善費用負担金を中心に考察する[7]。

3-1-1．排出賦課金

排出賦課金制度は，1981年の環境保全法の改正に伴って，企業に汚染物質の排出基準の遵守を誘導し，これと同時に環境対策の財源を調達する目的で導入された[8]。排出賦課金は大気関連排出賦課金，そして水質関連排出賦課金の２つに分かれるが，本節で２つをあわせて検討することとする。同制度の賦課対象者は，行政の立入検査の際に，排出基準濃度を超えて大気および水質汚染物質を排出していることが判明した事業者である。そのため，排出賦課金は排出

表4 環境賦課金財源関連会計および主な使途

関連会計・基金	関連賦課金名	使途
環境改善特別会計	排出賦課金，環境改善負担金，総量超過負担金，水質改善負担金，協議基準超過負担金，環境汚染防止事業費負担金，廃棄物負担金，再活用賦課金，廃棄物処理履行保証金，廃棄物処理施設の事後管理履行保証金，生態系保全協力金	環境部の環境対策予算
水系管理基金（4大江）	水利用負担金（4大江）	水質改善事業，上流側の住民支援事業など
農漁村構造特別会計	代替森林資源造成費および分割納付履行保証金，林産物輸入利益金	森林造成，私有林森林経営支援，森林所得増大など
各自治体会計	ごみ誘発負担金	農水産物包装材支援事業など
交通施設特別会計(空港勘定)	騒音負担金	空港騒音対策など
地方都市交通事業特別会計	混雑交通料，交通誘発負担金	駐車場建設，都市交通管理など
エネルギーおよび資源事業特別会計	石油輸入・販売賦課金	石油，鉱物資源開発，塵肺事業など
電力産業基盤基金	電力産業基盤基金負担金	電力研究開発,電力需要管理,電気安全供給，代替エネルギー支援など
原子力研究開発基金	原子力研究開発事業費費用負担金	原子力研究開発

基準（濃度基準）を遵守しなかった事業者に課される「罰則金」の性格が強かった。

賦課対象汚染物質は，大気分野において，導入当時の4種類から2006年末には硫黄酸化物，粉塵，アンモニア，フッ素化合物，塩化水素，悪臭など10種類となっている。水質汚濁分野においては，13種類から有機物質（BODもしくはCOD），浮遊物質（SS），フェノール，カドミウム，マンガン，クロム，水銀など17種類となっている。また，畜産廃水分野では，BODとSSの2種類となっている。

1993年には排出許容基準を超過して排出する場合，既存の「処理賦課金」のうえに，事業所の排出量規模に応じて定額賦課する「種別賦課金」が新しく設けられた。また，1997年からは濃度基準を守っている事業者に対しても，排出削減のインセンティブ機能を高めるため，排出基準以内の汚染物質排出についても賦課する「基本賦課金」が新たに導入された。超過賦課金の賦課対象期間は，排出許容基準を超えて汚染物質が排出され始めた日から，改善命令や操業中止命令の履行完了日までとなっている[(9)]。超過賦課金は，処理賦課金と種別賦課金の合計で構成されており，そのうち処理賦課金は次の式1に基づいて算出される。

〈式1〉

処理賦課金=[汚染物質1kg当たり賦課金額]×[排出基準超過濃度(排出濃度－排出許容基準濃度)]×[汚染物質排出量(1日排出量×排出期

間）]×[排出許容基準超過率賦課係数]×[地域別賦課係数]×[年度別賦課金係数]×[違反回数別賦課係数]

すなわち，排出基準を超過した汚染物質の処理費用に相当する，汚染物質 1kg 当たり（悪臭は 1m^{3}当たり）賦課金額[10] に，排出基準の超過程度によって累進的に適用される超過率賦課係数[11]，地域別環境特性によって適用される地域別賦課係数[12]，物価変動率に連動して適用される年度別賦課係数，そして違反回数によって加算される賦課係数[13] をそれぞれ乗じて算出される。ただし，排出基準を超えて排出することを事前に申告した場合は，以前の違反回数に関係なく違反回数別賦課係数と排出許容基準超過係数の適用が免除される。

また，種別賦課金は，種別事業所毎に定額賦課される仕組みとなっており，大気・水質ともに第１種事業所の場合 400 万ウォン，第２種は 300 万ウォン，第３種は 200 万ウォン，第４種は 100 万ウォン，第５種は 50 万ウォンと定められている。事業所の種別は，大気汚染物質の場合，無煙炭で換算した年間燃料使用量に基づき，第１種事業所（10,000 トン以上排出事業所）から第５種事業所（200 トン未満排出事業所）の５段階に分類される。水質汚濁物質の場合は，１日廃水排出量に基づき，第１種事業所（3,000m^3 以上排出事業所）から第５種事業所（50m^3 未満排出事業所）に分けられている。

種別賦課金も，排出基準を超えた事業所のみに賦課されるため，処理賦課金と同様に罰則金としての性格を持っている。ただし，大気排出賦課金の場合，企業の費用負担などを考慮し 2001 年の法改正により超過賦課金のうち種別賦課金は廃止され，処理賦課金のみに課されている。水質排出賦課金においては，従来通り処理賦課金と種別賦課金が課されている。

一方，基本賦課金は，排出基準以内で排出する汚染物質についても，式２に基づき賦課されている。現在，賦課対象物質は，大気汚染物質の場合は粉塵と硫黄酸化物，水質汚濁物質の場合は有機物質と浮遊物質に限定されている。汚染物質のキログラム当たり賦課金額は，処理賦課金と同じように硫黄酸化物 500 ウォン，粉塵 770 ウォン，そして有機物質，浮遊物質はともに 250 ウォンとなっている。

〈式２〉
基本賦課金=[排出許容基準以内汚染物質排出量]×[汚染物質 1kg 当たり賦課金額]×[年度別賦課金算定指数]×[地域別賦課係数]×[濃度別賦課係数[14]]

基本賦課金は，半期別に事業者自らが測定した排出量をもとに賦課されており，行政の立ち入り検査などの結果，事業所が排出量を虚偽に申告したことが確認された場合，実際の排出量の 1.2 倍相当分が賦課される。ただし基本賦課金は，大気汚染物質の場合，燃料基準では硫黄含有率 0.5％未満の低硫黄燃料の使用（発電施設は 0.3％未満），濃度基準では排出許容基準の 20％以下まで削減した場合，そして LNG や LPG など清浄燃料を使用した場合には賦課が免除される。水質汚染物質の場合，廃水終末処理場の放流水基準 BOD30ppm 以下の排出については免除される。また，基本賦課金は 1999 年までには第１種および第２種事業所のみに賦課されていたが，2000 年からは全事業所に賦課されるようになった。

排出賦課金の賦課額は，1986 年に 25 億ウォンから 1990 年に 100 億ウォンまで増加したものの，1996 年には 119 億ウォンに留まっていた。しかし，基本賦課金が導入された 1997 年および 1998 年になると，この金額は大きく増加している。ただし，基本賦課金の賦課対象事業者の範囲が拡大された 2000 年度からは，賦

課件数が大きく増加したにもかかわらず賦課金額は大幅に縮小した。この主な原因は，基本賦課金の免除対象となる低硫黄燃料の使用事業者の増加にあった[15]。

一方 2004 年には首都圏地域の大気環境改善を目的として制定された首都圏大気特別法第 20 条に基づいて，大気汚染物質排出許容総量を超過した事業者に対し，その超過排出量に応じて賦課する総量超過負担金が導入された。総量超過負担金は式３に基づいて賦課される。前述のように，この負担金の本格的施行は 2007 年７月からとなる。

〈式３〉
総量超過負担金=[超過排出量]×[汚染物質 1kg 当り賦課金金額]×[地域別賦課計数]×[年度別賦課金算定指数]×[排出許容量超過率別賦課計数]×[違反回収別賦課計数]

3-1-2. 環境改善負担金

韓国は，1980 年代後半から人口の大都市集中とモータリゼーションの急進展によって，大都市地域の環境汚染問題が深刻となった。都市地域の商業施設や自動車から発生する汚染問題に対処するため，1991 年に「環境改善費用負担法」の制定により環境改善負担金制度が導入された。ここでは，汚染者が汚染者負担原則に則って，汚染物質の抑制および処理費用を負担することが規定されている。

環境改善負担金は，商業施設の燃料使用量と用水使用量に応じて賦課される「大気環境改善負担金」，および「水質環境改善負担金」，そして軽油自動車の排気量に応じて賦課される「自動車環境改善負担金」の３つに区分される。環境改善負担金の賦課対象は，床面積 160m^2 以上の施設[16] と軽油自動車[17] となっている。算定された負担金は，年２回，半年毎に定期的に賦課されている。大気環境改善負担金は，以下の式４によって算定される。

〈式４〉
大気環境改善負担金=[燃料使用量]×[単位当り賦課金額]×[燃料係数]×[地域係数]

ここで，燃料使用量は，実際の使用量を測るのが技術的に困難であるため，それに代えて業種別標本調査から推定される標準燃料使用量[18] に施設の床面積を乗じたものが用いられる。こ

表５ 環境改善負担金の燃料使用量別基準賦課金額

区分	大気改善負担金(施設)	
	燃料使用量 (ﾘｯﾄﾙ/半期)	基準賦課額 (ウォン/ﾘｯﾄﾙ)
1	1,000以下	13
2	1,000超過～2,000	15
3	2,000超過～4,000	16
4	4,000超過～6,000	18
5	6,000超過～10,000	20
6	10,000超過～20,000	22
7	20,000超過～100,000	24
8	100,000超過～600,000	27
9	600,000超過	29

出所：環境部（2004b）より作成。

の場合，同一業種に属する排出源は，実際の燃料使用量には関係なく床面積に比例して負担金が課される。ただし，排出源がLNGとLPGを燃料とする場合，燃料使用量は実際の使用量が用いられる。

次に，単位当たり賦課金額は表５で示したように，事業所ごとの液体燃料換算使用量に応じて，１リットル当たり13ウォンから29ウォンまで９段階に定められている基準賦課額に，環境部長官が告示する賦課金算定指数（物価変動指数）を乗じて算出される。燃料使用量は，燃料種ごとの熱量の単位を一致させるため，軽油１リットルを１と規定し，LNGは1 Sm^3 当たり1.14, LPGは1kg当たり0.76, 重油は１リットル当たり1.08，無煙炭および薪炭は1kg当たり0.49などと定められている液体燃料換算係数を用いて換算する。

燃料係数は，燃料使用時に発生する硫黄酸化物，粉塵，窒素酸化物などの汚染物質の量を考慮し，低硫黄軽油を１，LNGとLPGは0.16，高硫黄軽油は1.4，低硫黄重油は1.62，高硫黄重油および無煙炭・薪炭・有煙炭は3.67と規定されている。地域係数は，広域市を１として，特別市1.53，道庁所在地0.97，市0.79，その他の地域0.40と定められている[19]。次に，自動車環境改善負担金を説明する。これは，式５によって算定される。

〈式５〉

自動車環境改善負担金=[1台当たり基本賦課金]×[汚染誘発係数]×[車齢係数]×[地域係数]

ここで，基本賦課金は，半年間１台当たり20,250ウォンの基準賦課金に物価変動率に連動する賦課金算定指数を乗じて算出される。汚

表６　大気環境保全関連賦課金の概要

名称	設置年度	主管･賦課機関		導入目的	賦課対象	根拠法
		主管	賦課			
排出賦課金	1983年	環境部	自治体	大気汚染物質による国民の健康と財産，そして生態系の被害防止のため，原因者に処理費用を負担させる。	○超過賦課金：排出許容基準を超過して大気汚染物質を排出する事業者 ○基本排出賦課金：大気汚染物質を排出するすべての事業者	大気環境保全法第19条
環境改善負担金	1992年	環境部	自治体	環境改善対策を総合的かつ体系的に進める一方で，投資財源の合理的調達を通じて快適な環境作りに貢献する。	○施設物：延べ床面積160m^2 以上建物の所有者 ○自動車：軽油自動車の所有者	環境改善費用負担法第１条
総量超過負担金	2004年（2007.7施行）	環境部	自治体（ソウル市，仁川市，京畿道）	○排出許可総量の遵守 ○排出許可量を超過したものに対する不当利益の回収および大気環境改善費用調達	割り当てられた大気汚染物質の排出許容総量を超過して排出した事業者	首都圏大気環境改善特別法第２０条

染誘発係数は，排気量2,000cc以下の車を1とし，2,001 ～ 2,500cc を1.25，2,501 ～ 3,500を1.75，3,501 ～ 6,500を2.64などとし，排気量の増加に対応して高くなってゆく。車齢係数は，1年未満を1とし，1年ごとに0.02ずつプラスされる（例：1年以上2年未満は1.02となる）。地域係数は，大気環境改善負担金で利用したものをそのまま採用している。

以上のように，商業施設と軽油自動車に賦課されている環境改善負担金は，1993年に399億ウォンであったが，商業施設については1995年に施設床面積1,000m^2から160m^2へと賦課対象が拡大され，軽油自動車に対する料率も1992年に8,100ウォンから2000年に20,250ウォンへと引き上げられたことで，賦課額は1998年には3,186億ウォン，2005年には6,547億ウォンへ大きく増加している（表7，表8参照）。環境改善負担金は，排出賦課金と同じく「環境改善特別会計」に繰り入れられ，中央政府の環境対策財源として用いられている。

3-2. 水質保全関連賦課金

水質保全関連賦課金には，排出賦課金（水質），環境改善費用負担金（水質），水利用負担金（4大江），水質改善負担金，協議基準超過負金，水質総量超過賦課金，そして環境汚染防止事業費用負担金などがある。本節では，大気部門で既に取りあげられた水質関連排出賦課金を除き，環境改善費用負担金（水質），水利用負担金（4大江），水質改善負担金を中心に考察する。

3-2-1. 環境改善負担金（水質）

商業施設の用水使用量を基準に賦課される環境改善負担金（水質）は，次の式6によって算定される。

〈式6〉

水質環境改善負担金(水質)=[用水使用量]×[単位当たり賦課金額]×[汚染誘発係数]×[地域係数]

ここで，用水使用量は事業者の実使用量であり，単位当たり賦課金額は表9に示されているように，半期の用水使用量に応じてトン当たり79ウォンから176ウォンまで9段階の基準賦課金に，物価変動率に連動する賦課金算定指数を乗じて算出される。汚染誘発係数は，大気環境改善負担金の燃料係数に相当し，業種別用水

表7　大気環境保全関連賦課金の賦課率

賦課金名称	賦課率の変遷
排出賦課金	○1991.1：基本料率調整 －粉じん500→770ウォン，硫黄酸化物150→500ウォン，フッ素酸化物800→2300ウォン ○2005.1：5種事業場の基本賦課金免除 ○2005.2：超過賦課金対象物質のうち悪臭除外
環境改善負担金	○1992.7：自家用：8,100ウォン，事業用：なし ○1995.1：自家用：12,150ウォン，事業用：なし ○1996.7：自家用：12,150ウォン，事業用：8,100ウォン ○1997.1：自家用：20,250ウォン，事業用：8,100ウォン ○1998.1：自家用：20,250ウォン，事業用：12,150ウォン ○2000.1：自家用：20,250ウォン，事業用：20,250ウォン

出所：環境部（2004a）により作成。

表８　大気環境保全関連賦課金の賦課・徴収推移

（単位：件，千件，億ウォン）

	賦課・徴収		～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出賦課金	賦課	件数	n.a.	3,320	3,155	5,512	7,717	6,889	6,784	6,387	8,004
		金額	52,970	355	254	145	144	105	71	100	98
	徴収	件数	n.a.	3,151	3,017	5,251	7,419	5,987	6,537	6,117	7,390
		金額	26,303	293	185	76	77	70	69	67	71
環境改善負担金	賦課	件数	13,207	6,756	6,729	7,741	8,615	9,742	10,893	11,752	12,531
		金額	6,783	3,186	3,586	4,055	4,649	5,201	5,864	6,432	6,547
	徴収	件数	11,139	5,506	5,522	6,321	7,153	7,958	8,576	9,104	11,851
		金額	6,149	2,780	3,230	3,643	4,088	4,526	4,829	5,247	5,701

注１：件数の単位は排出賦課金の場合「件」であり，環境改善負担金は「千件」である。
　２：環境改善負担金の賦課，徴収実績には水質関連負担金も含まれている。
　３：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。
出所：企画予算処（各年版b）より作成。

表９　環境改善負担金（水質）の基準賦課金額

区分	環境改善負担金(施設)	
	用水使用量（トン/半期）	基準賦課額（ウォン/トン）
1	400以下	79
2	400超過～800	87
3	800超過～1,600	97
4	1,600超過～2,400	108
5	2,400超過～4,000	120
6	4,000超過～8,000	132
7	8,000超過～40,000	145
8	40,000超過～240,000	160
9	240,000超過	176

出所：環境部（2004b）により作成。

単位当たりBOD負荷量によって定められている。ここでBOD負荷量は，業種別標本調査による平均推定値が用いられている[(20)]。地域係数は，広域市を１，ソウル特別市2.07，道庁所在地0.68，一般市0.67，その他地域0.57と規定されている。

3-2-2. 水利用負担金

首都圏の水供給源である漢江上流の水質改善事業のための財源を調達する目的により，1999年に「漢江水系上水源水質改善および住民支援等に関する法律」の制定を契機として，漢江水系管理基金が設置された。この基金の特徴は，基金の財源が受益者負担の原則に基づいて調達されていることである。すなわち，漢江上流水

を上水源とする首都圏住民に，1999年から水道水1トン当たり80ウォンの水利用負担金[21]を賦課し，漢江上流の水質保全事業に必要な経費を調達している。

2002年にはこの水利用負担金から2,467億ウォン，2005年には3,043億ウォンを徴収し，漢江上流地域の下水処理施設設置および運営費，上水源保護区域内の住民支援および環境ビジネス育成などに充てられている。また，上水源保護地域の住民の土地利用や建築制限などの財産権制約に対する経済的補償，土地買収などの水質改善とは直接関係のない項目に対し，全体の54.9%（2002年）が支出されている。さらに，2002年には洛東江，錦江，栄山江などにおいても，それぞれの「水系上水源水質改善および住民支援等に関する法律」の制定に基づいて水利用負担金が導入され，漢江水利用負担金と類似の事業が行われている[22]。

3-2-3. その他の賦課金

水質改善負担金は，公共の地下水資源を保護し，飲料水（ミネラルウォーター）の水質改善のための財源調達を目的に，飲料水の販売・製造・輸入業者に負担金を賦課する制度である。飲料水の販売事業者には平均販売価格の7.5%を賦課し，飲料水の開発業者には地下水1トン当たり製造原価の7.5%を賦課している（表10）。

環境汚染防止事業費用負担金は，環境改善のための対策を総合的かつ体系的に推進し，そのための投資財源を調達する目的で1987年に設置された。廃水終末処理施設運営事業，事業場密集地域の公共用緑地設置事業，土壌改良・浚渫事業など環境汚染防止事業に必要とする費用の全部あるいは一部（廃水処理施設の設置費用は50%を国庫補助）を賦課している（表10）。

一方，水質汚染総量制度が2008年8月1日から，水利用負担金の賦課対象になっている4大江に対して全面施行される。関連自治体の長は，地域開発計画の具体的な内容，地域内で発生する汚染負荷量，および年度別負荷量削減計画などが含まれた，地域水質管理のための汚染総量管理計画を立て，環境部長官の承認を受けねばならない。ここで割当てられた排出許容総量を超過して水質汚染物質を排出した事業者には，式7に基づいて総量超過賦課金が賦課される。

〈式7〉

総量超過賦課金＝[超過排出量]×[汚染物質1kg当り賦課金金額]×[超過率別賦課係数]×[地域別賦課係数]×[違反回数別賦課係数]－[減額対象排出賦課金または課徴金]

3-3. 廃棄物関連賦課金

3-3-1. 廃棄物預置金制度（2002年廃止）

韓国では，1980年代半ばから廃棄物の埋立地不足問題や，不適正処理による環境汚染問題が顕在化するようになった。韓国の廃棄物処理方式は，生活廃棄物，産業廃棄物の焼却率がそれぞれ14.5%，4.5%（いずれも2003年）にすぎないことからわかるように，埋立中心である（表13）。これは，焼却処理中心の日本と対称的である。廃棄物の埋立地不足問題の深刻化に加えて，1992年に発生したソウル近郊の金浦埋立地からの有害物質漏出事件は，これまでの埋立中心の廃棄物政策からの転換が求められる契機となった。

韓国で，廃棄物の減量化や再活用（リサイクル）促進を意識して初めて導入された制度は，廃棄物預置金制度である。一般に「預託金払い戻し（Deposit-Refund）制度」は，ゴミの散乱防止や，消費者に廃棄物の返却促進へのインセンティブを与えることを目的としている。これに比べ，韓国の廃棄物預置金制度は，生産者に廃

表10　水質保全関連環境負担金の概要

名称		設置年度	主管·賦課機関		導入目的	賦課対象	根拠法
			主管	賦課			
排出賦課金（工場）		1983	環境部	自治団体，流域(地方)環境庁	水質汚染物質による水環境の被害防止のため，原因者に処理費用を負担させる。	**基本排出賦課金**：放流水水質基準を超過して汚染物質を排出する者 **超過排出賦課金**：排出許容基準を超過して汚染物質を排出する業者	水質環境保全法第19条
排出賦課金（畜産廃水など）		1991	環境部	自治団体	水質汚染物質による水環境の被害防止のため，原因者に処理費用を負担させる。	**基本賦課金**：放流水水質基準を超過して汚染物質を排出する畜産事業者 **処理賦課金**:放流水水質，排出量，違反回数により賦課	汚水・糞尿および畜産廃水処理に関する法律第29条
水利用負担金	漢江水系	1999	漢江水系管理委員会	自治団体	漢江水系上水源の適正な管理と住民支援財源調達による水質改善	漢江水系上水源の水を使用する最終需要者：トン当たり140ウォン（2006年）	漢江水系上水源水質改善および住民支援法
	洛東江	2002	洛東江委員会	自治団体	上記に類似	上記に類似：トン当たり120ウォン（2006年）	上記に類似
	栄山江	2002	栄山江委員会	自治団体	上記に類似	上記に類似：トン当たり140ウォン（2006年）	上記に類似
	錦江	2002	錦江委員会	自治団体	上記に類似	上記に類似：トン当たり150ウォン（2006年）	上記に類似
水質改善負担金		1995	環境部	自治団体	公共の地下水資源を保護し，飲み水の水質改善に貢献する。	飲料水(ミネラルウォーターなど)の製造業者および輸入販売業者：平均販売価格の7.5%	飲料水管理法第28条
環境汚染防止事業費用負担金		1987	環境部	環境施設管理公社	環境改善のための投資財源調達	廃水終末処理施設運営事業，工場密集地域の公共用緑地設置事業，土壌改良・浚渫事業	環境改善費用負担法第13条
総量超過賦課金		2002	環境部	自治団体，地方環境庁	排出許可総量の遵守，処理費用の調達	割当てられ水質汚染物質の排出許容総量を超過して排出した事業者	洛東江，錦江，栄山江

棄物の回収と処理費用を預託させ，生産者の再活用の量に応じて預託金を返還していた。実際，1991 年 3 月に改正された廃棄物管理法の第 33 条では，「国が指定する製品・容器が廃棄物になる場合，当該製品・容器の製造業者もしくは輸入業者に対し，その回収・処理にかかる費用を廃棄物管理基金に預託させることができる」，という廃棄物預置金制度導入の根拠とな

表11 水環境保全関連負担金の賦課率

名称	賦課率の変遷	賦課金使途
排出賦課金	○1983.9賦課金制度施行 －対象汚染物質は，BOD，COD，浮遊物質，カドミウム，シアン化合物，6価クロム化合物，水銀，鉛など12種類 ○1991.1基本賦課金制度新設 －賦課対象：有機物質，浮遊物質 －汚染物質1kg当たり500ウォン ○洛東江フェノール汚染事件により制度強化 －賦課係数の強化 －賦課対象にフェノールなど3物質追加 ○1995.12賦課体系変更 －従来：排出許容基準超過時に基本賦課金＋超過賦課金，基準以下時には賦課なし －改定：排出許容基準超過時に事業所別賦課金＋超過賦課金，基準以下時にも基本賦課金を賦課（ただし放流水水質基準以下時には免除） ○2004.8下水終末処理施設に排出する事業所は基本賦課金を免除する代わりに下水終末処理施設には基本賦課金を賦課	環境改善特別会計（環特会計）財源
水質改善負担金	○1995.5：平均価格の20% ○2000.7：平均価格の7.5%	環特会計財源
水利用負担金	○漢江水系賦課率の変遷 －1999.8：80ウォン／トン，2001.1：110ウォン／トン，2003.1：120ウォン／トン，2005.1：130ウォン／トン，2006.1：140ウォン／トン	漢江水系管理基金
	○洛東江賦課率の変遷 －2002.7：100ウォン／トン，2004.1：110ウォン／トン，2005.1：120ウォン／トン	洛東江水系管理基金
	○栄山江賦課率の変遷 －2002.7：110ウォン／トン，2003.1：120ウォン／トン，2004.1：130ウォン／トン，2005.1：140ウォン／トン	栄山江ソムジン江水系管理基金
	○錦江賦課率の変遷 －2002.7：110ウォン／トン，2003.1：120ウォン／トン，2004.1：130ウォン／トン，2005.1：140ウォン／トン，2006.1：150ウォン／トン，2007.1：160ウォン／トン	錦江水系管理基金
環境汚染防止事業費用負担金	○賦課率 所用事業経費全額，ただし廃水終末処理施設の設置費用は2003年から国が全額補助	環特会計，財特会計，環境管理公団
総量超過賦課金	割り当てられた汚染排出を超過して排出した汚染物質の量に排出賦課金または課徴金に該当する金額を引いた金額	環特会計

表12　水質環境保全関連負担金の賦課・徴収推移

（単位：件，千件，億ウォン）

		賦課・徴収		～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出賦課金（水質）		賦課	件数	n.a.	n.a.	2,247	2,647	2,944	2,530	2,407	4,185	3,616
			金額	n.a.	n.a.	359	391	383	363	462	539	506
		徴収	件数	n.a.	n.a.	1,875	2,175	2,490	1,758	2,016	2,677	1,690
			金額	n.a.	n.a.	66	79	83	59	74	63	40
排出賦課金（畜産廃水）		賦課	件数	375	130	146	151	161	157	50	152	96
			金額	14	2	2	2	3	7	1	3	2
		徴収	件数	n.a.	117	127	104	134	140	50	132	93
			金額	168	1	2	1	3	3	1	2	2
水利用負担金	漢江	賦課	件数	－	－	319	2,026	1,792	1,568	1,639	1,688	1,711
			金額	－	－	277	1,754	2,307	2,467	2,686	2,837	3,043
	洛東江	賦課	件数	－	－	－	－	－	152	634	623	618
			金額	－	－	－	－	－	268	1,207	1,302	1,400
	栄山江	賦課	件数	－	－	－	－	－	33	136	136	133
			金額	－	－	－	－	－	78	385	433	468
	錦江	徴収	件数	－	－	－	－	－	79	442	319	434
			金額	－	－	－	－	－	70	447	525	603
水質改善負担金		賦課	件数	708	470	468	436	414	364	317	331	347
			金額	557	232	315	288	213	271	277	303	313
		徴収	件数	591	317	420	377	358	341	309	278	330
			金額	487	110	187	1-59	74	137	133	146	170
環境汚染防止事業費用負担金		賦課	件数	－	－	－		6	6	6	6	6
			金額	－	－	－	－	195	199	199	197	193
		徴収	件数	－	－	－	－	6	6	6	6	6
			金額	－	－	－	－	195	200	204	196	193

注１：件数の単位は水利用負担金は「千件」であり，その他の賦課金は「件」である。
　２：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。
出所：企画予算処（各年版ｄ）より作成。

る条項が設けられた。

韓国の廃棄物預置金制度は，生産者にこれら一般廃棄物の回収・処理の責任を負わせるという意味において，OECD の提唱した EPR に沿った制度であるといえる[23]。廃棄物預置金は，導入初期にはその返還率が極めて低かったが，1990 年代半ばからの３次にわたる料率改正に伴い，1993 年に 7.8%から 1996 年に 29.3%，そして 1997 年に 45.4%へと大幅に上昇した（表 14，15 参照）。廃棄物預置金制度のインセ

表13 廃棄物処理方式の類型（2003年）

（単位；1,000トン/日）

	合計	再活用	埋立	焼却	その他
生活系廃棄物	50.7 (100)	22.9 (45.2)	20.4 (40.3)	7.3 (14.5)	- (0.0)
産業廃棄物	252.3 (100)	200.8 (79.6)	29.4 (11.6)	11.3 (4.5)	10.7 (4.3)
一般廃棄物	244.3 (100)	196.2 (80.3)	28 (11.4)	9.9 (4.1)	10.2 (4.2)
有害性廃棄物	8.0 (100)	4.6 (58.2)	1.4 (17.8)	1.4 (17.2)	0.5 (6.8)
合計	303.0 (100)	223.7 (73.8)	49.8 (16.4)	18.7 (6.2)	10.7 (3.5)

注；（ ）内は構成費（%）
出所：環境部（各年版d）より作成。

表14 廃棄物預置金対象品目および賦課料率

対象品目	細分類品目	預置金料率				
		単位	当初	1993年	1996年	2002年
1.飲食料・酒類・医薬品の容器など	A.紙パック	ウォン/個	0.2-0.4	0.2-0.4	0.3-0.4	0.8-1.5
	B.金属缶		2-4	2-4	2-5	2.5-16
	C.ガラスビン		2-3	1.5-3	1.5-4	3-9
	D.ペットボトル		-	3-7	5.5-7	5-9
2.洗剤類	A.ペットボトル	ウォン/個	-	-	4-7	5-9
3.電池	A.水銀電池	ウォン/個	100	100	120	120
	B.酸化銀電池		50	50	75	75
	C.ニッケル･カドミウム		-	-	-	16
	D.リチウム電池		-	-	-	16
4.タイヤ	A.大型車用	ウォン/個	500	400	450	450
	B.中・小型車用		150	100	130	130
	C.二輪車用		50	40	50	50
5.潤滑油	A.潤滑油	ウォン/リットル	20	20	25	25
6.家電製品	A.テレビ	ウォン/kg	30	30	38	75
	B.洗濯機		30	30	38	100
	C.冷蔵庫		-	-	38	140
	D.エアコン		-	30	38	100
7.蛍光灯	A.蛍光灯	ウォン/個	-	-	-	88

出所：環境部(各年版ｄ)により作成。

表15　廃棄物預置金の賦課・返還推移

（単位：億ウォン，％）

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
預置金賦課額	284	303	323	340	536	532	372	450	943
預置金返還額	22	26	44	99	242	304	207	270	787
（うち自発的協約免除額）	−	−	−	−	107	131	80	128	616
預置金返還率	7.8	8.6	13.7	29.3	45.4	57.3	55.7	59.9	83.4

注：預置金賦課額および返還額には，自発的協約団体免除額が含まれている。
出所：環境部（各年版ｄ）により作成。

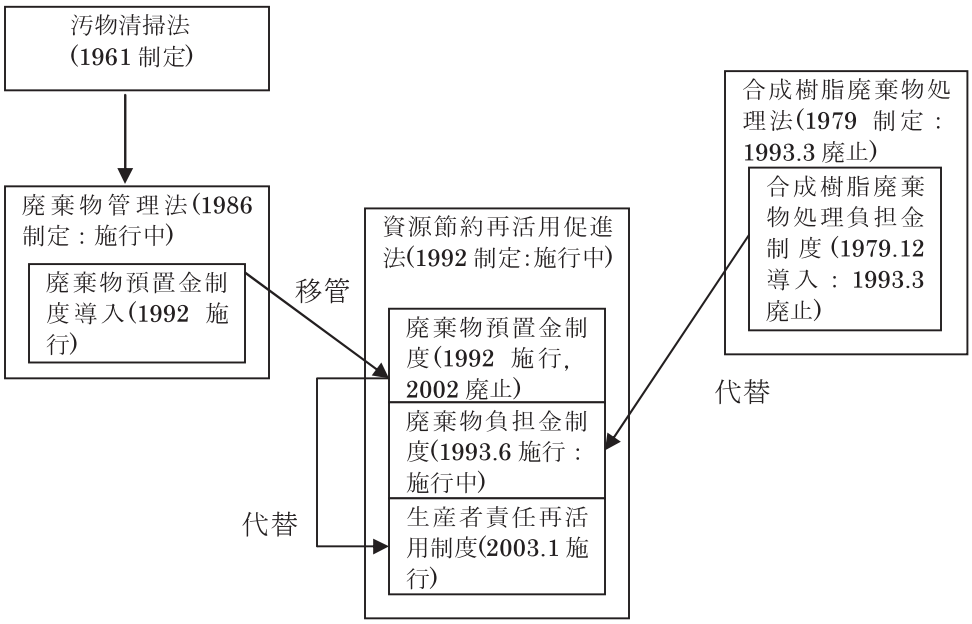

図１　生産者責任再活用制導入までの廃棄物関連賦課金制度の流れ
出所：李（2005）により作成。

ンティブ機能を高めるために，たとえば 1997 年には資源節約再活用促進法の改正により「第三者払い戻し制度」が導入され，再活用専門業者など生産者以外の者が回収・処理をした場合でも，預置金の給付が受けられるようになった。

また同年には，行政と事業者が再活用に関する協約を締結した場合に，預置金の納付が免除される「生産者再活用自発的協約団体免除制度（通称「自発的協約制度」）」が導入された。たとえばテレビ，冷蔵庫，エアコン，洗濯機など家電４品目と蛍光灯は 2000 年に，タイヤ，ガラス瓶，金属缶は 2001 年に行政と事業者団体の間に自発的協約が結ばれ，預置金の納付が免除された。また 2000 年からは，製造・販売した製品や容器の 90％以上が回収・処理された場合に預置金の納付が免除される「預置金卒業制度」が導入された。

自発的協約制度は，廃棄物預置金の性格が財源調達機能からインセンティブ機能へと変貌を遂げる大きな契機となった。自発的協約制度

は，事業者団体が政府と協定を結ぶ場合，預置金の納付を免除する制度であるため，政府としてはその分財源調達を諦めたことになる。その代わりに事業者は，政府と約束した量は回収・処理しなければならない。これは政府と約束した廃棄物については，拡大生産者責任原則が積極的に採用されたことと理解できる。

自発的協約免除額を含めた預置金返還率は，自発的協約制度の導入を契機に50%を上回るようになったが，特に2000年6月に家電業界が自発的協約制度を締結してからは，83.4%（2001年）まで増加した（表15参照）。生産者は，自発的協約制度の下では，行政と約束した量について再活用の責任を負う。自発的協約制度は，預置金返還率が低かった家電業界（たとえば1999年に8.7%）が参加することによって，これまでの預置金制度の運営方式を根本的に変える契機となった。事実上，廃棄物預置金制度は，自発的協約制度が預置金対象の全品目に適用される場合，生産者責任再活用制度へ移行されたことになる。

廃棄物預置金制度では，いったん事業者が預置金を納付すれば再活用義務が免除される。未返還預置金は，前述のように中央政府の環境対策財源として用いられた[24]。これは，事業者側からすれば，預置金の未返還額がそれを納付した事業者とあまり関係のないところへ使用されてしまう，という不満の余地が残る。さらに廃棄物預置金制度は，対象品目の単位当たり預置金料率と実際の回収・処理費用の間のギャップが大きく，生産者に再活用への動機付けをあまり与えていないという問題点も指摘されてきた（李（2005）参照）。そこで，資源節約再活用促進法の改正（2002年2月）により，廃棄物預置金制度は2003年1月から生産者責任再活用制度に代わって廃止された。

3-3-2. 生産者責任再活用制度と再活用賦課金

生産者責任再活用制度では，政府が定めた再活用の目標量が達成されなかった生産者には，未達成量の再活用費用に15～30%が加算された「再活用賦課金」が課される[25]。生産者責任再活用制度は，一定水準まで廃棄物の再活用を確保しようとする規制的性格が強い。こうした意味で再活用賦課金は，再活用義務量の遵守を促進させるための罰金の性格を持つ。

業種別生産者の再活用義務量は，対象となる製品・包装材の出荷量，自治体の分別収集量，そしてこれまでの再活用実績などを考慮する再活用義務率に年度別加重値（表16参照）を乗じたものとなる（式8参照）。また，個別生産者の再活用義務量は，式8によって計算された再活用義務率に各生産者の該当年度製品および包装材の出荷量を乗じた量となる（式9参照）。生産者が再活用義務量を超過して，再活用を履行した場合，その後2年の間，超過量の50%までを再活用義務履行実績（banking）として認められる。

表16 加重値の内訳

区分	加重値1	加重値2	加重値3
2次年度	1	0	0
3次年度	0.6	0.4	0
4次年度以後	0.5	0.3	0.2

出所：環境部資料により作成。

〈式８〉
再活用義務率＝[前年度再活用義務率]×[加重値 1]＋[前々年度再活用率]×[加重値 2]＋[前々々年度再活用率]×[加重値 3]＋[調整計数]

注１：再活用義務率は，再活用義務が発生する１次年度の場合，再活用可能資源の分別収集量，輸出・輸入量，再活用施設整備状況，再活用技術開発状況，製品の耐久年数など再活用要因を考慮して，0.9 を超えない範囲で環境部長官により決まる。
注２：再活用率とは，再活用義務生産者の該当年度製品・包装材の再活用義務量を合計した総再活用量を総出荷量で分けたものである（ただし，タイヤは 0.85，潤滑油は 0.7 をかけて算定する）。
注３：調整計数は，再活用要因を考慮して，0 ～ 0.05 までとする。

〈式９〉
個別生産者の再活用義務量＝[再活用義務率]×[個別の再活用義務生産者の該当年度製品および包装材料出荷量]

再活用義務の履行は以下の３つの方法から生産者が自律的に選択することができる。⑴生産者が環境部長官に再活用義務計画に関する承認を得て，自ら再活用工場を設置して，直接再活用する。⑵生産者が環境部長官に再活用義務計画に関する承認を得て，再活用事業者に再活用を委託する。⑶生産者が再活用義務を効果的に履行するために，自発的に設立した再活用事業共済組合あるいは他の法人に加入して，義務量に相当する分担金を納付する。

前述のように，再活用義務を履行できなかった再活用義務生産者あるいは再活用事業共済組合には，「再活用賦課金」が賦課される。再活用賦課金は，式 10 のように再活用未達成廃棄物の再活用費用に加え，義務量の未達成量の度合いに応じて再活用費用の 30% までの加算金が追加される（表 17 参照）。

〈式 10〉
再活用賦課金＝[再活用義務量中再活用されなかった量]×[再活用単位費用]＋[加算金]
注：再活用単位費用=[再活用基準費用]×[再活用費用算定指数]である。ただし，再活用基準費用は，毎年環境部長官が各品目の再活用技術やコストなどを考慮し告示しており，たとえば 2004 年には紙パックは 185 円 /kg，ペットボトルは 178 円 /kg，タイヤ 30 円 /kg，そしてテレビ 165 円 /kg であった。また，2005 年度の再活用費用算定指数は１であった。

生産者責任再活用制度の対象品目は表 18 のとおりであり，2004 年度の施行成果によれば，テレビ，冷蔵庫，洗濯機，エアコン，合成樹脂包装材料，そしてガラス瓶などは，再活用義務量を超過達成している。紙パック，金属缶，蛍

表17　再活用義務量未履行率別の加算金算定方法

義務量未履行率	５%以下	５%超過15%以下	15%超過30%以下	30%超過
加算金	再活用単位費用×未履行量×15/100	再活用単位費用×未履行量×20/100	再活用単位費用×未履行量×25/100	再活用単位費用×未履行量×30/100

注：義務量未履行率(%)＝1−再活用履行量/再活用義務量
出所：環境部資料により作成。

表18 生産者再活用義務品目（2006年末）

預置金制度から移行された品目	TV，冷蔵庫，エアコン，洗濯機など家電製品，タイヤ，潤滑油，蛍光灯，電池，紙パック，金属缶，ガラス瓶，PETボトル(飲食，酒，化粧品，洗剤類，医薬品用など)
新規導入品目	移動電話端末機，オーディオ，コンピュータ，プリンタ，コピー機，ファクシミリ

表19 生産者責任再活用制度の再活用履行状況（2004）

対象品目		生産量(トン)	再活用義務総量A(トン)	再活用量B(トン)	再活用義務達成率B/A(%)	再活用賦課金(100万ウォン)
紙パック		68,175	20,061	19,270	96	181
ガラス瓶		506,797	314,509	324,230	103	345
金属缶		235,538	147,873	130,789	88	1,994
合成樹脂包装材料		368,227	188,691	225,247	119	1,615
電池類	ニッケル・カドミウム	642	149	104	70	52
	リチウム	223	65	101	156	8
タイヤ		288,740	194,595	195,336	100	62
潤滑油(kl)		227,018	161,564	160,247	99	36
家電製品	テレビ	105,170	9,723	10,287	106	3
	冷蔵庫	241,257	26,156	30,593	117	54
	洗濯機	71,286	15,537	19,728	127	13
	エアコン	105,447	688	1,250	182	2
	PC	72,473	3,906	3,873	99	72
蛍光灯(1000個)		131,656	19,979	17,369	87	506
合計		2,310,743	1,086,515	1,123,665	103	4,970

注1：蛍光灯は1個当り150gとして計算された。
2：PC，オーディオ，移動電話端末機は2005年から，プリンタ，コピー機，ファクシミリーなど事務機器は2006年から対象となった。
資料：環境部資料より作成.

光灯などは，再活用義務量を満たしていない。再活用義務量の未達成品目の共済組合および個別生産者には，2003年に56.7億ウォン，そして2004年に49.7億ウォンの再活用賦課金が賦課された。共済組合別（2004年）では，金属缶19.9億ウォン，合成樹脂包装材料16.2億ウォン，ガラス瓶3.4億ウォン，紙パック1.8億ウォンなどが賦課された（表19参照）。

3-3-3. 廃棄物負担金

以上の廃棄物預置金制度と生産者責任再活用制度は，回収・再活用が容易な製品・容器などの再活用を促進する目的により導入されたが，廃棄物負担金制度は，回収・再活用の困難な廃棄物の発生を抑制する目的で導入された。韓国最初の廃棄物負担金制度は，冒頭で述べたように1979年に農村地域の農業用廃ビニールの収

集・処理費用を調達するための合成樹脂廃棄物処理費用負担金制度である。その後，1980年に韓国資源再生公社が設立され，徴収された負担金を財源として廃樹脂の収集・処理事業を行ってきた。なお，同制度は前述のように1993年に創設された廃棄物負担金制度に統合されている。

廃棄物負担金制度の根拠となる法律は，廃棄物預置金制度と同じく資源節約再活用促進法である。廃棄物負担金は，前年度製品の出荷量（輸入業者の場合は輸入量）に，料率および負担金算定指数を乗じて算定される。賦課対象品目は，殺虫剤や化粧品容器，電池，合成樹脂など7品目である（表20参照）。

2006年には廃棄物負担金の根拠法である「資源節約再活用促進法律施行令」が改正され，負担金が1個当り6-16ウォンであった殺虫剤および有毒物容器は24.9-84.3ウォンに，リットル当たり30ウォンであった不凍液は189.8ウォンに，箱あたり7ウォンであったタバコは27.8ウォンに，販売額（輸入額）の0.27%であったガムは1.8%に，それぞれ2007年から引き上げられる。また負担金が1個当り1.2ウォンであった紙おむつ8.2ウォンに，1個当り1-4.5ウォンであった化粧品容器は8.3-25.5ウォンに，kg当り3.8-7.6ウォンであったプラスチック製品は328-384ウォンに引き上げられるなど，全体対象製品の平均引上げ幅は10倍に達する。

環境部の内部資料によれば，こうした廃棄物負担金の引き上げにより，再活用が増え，関連原料購入量や廃棄物収集・運搬・処理費用が減り，年間1兆4千億ウォンが節約されると期待されている。しかし，それでも廃棄物負担金の料率は実際の廃棄物処理費用の単価の約7%に過ぎないといわれており（環境部内部資料），今後も負担金料率が引き上げられる可能性がある。ただし負担金の急激な引き上げは業界の負担を重くするという批判があり，2008年からは引き上げ率の上限を20%とするなど段階的に見直していく計画である。

廃棄物負担金の賦課額は，施行初年には1993

表20　廃棄物負担金の賦課対象品目と料率（2006年末）

賦課対象品目	内訳	単位	料率
1.殺虫剤・有毒物容器	A.殺虫剤：500ml以下 500ml超過 B.有毒物容器：500m以下 500ml超過	ウォン/個	7 16 6 11
2.化粧品	A.ガラス瓶：30ml以下 30ml～100ml以下 100ml超過	ウォン/個	1 3 4.5
3.不凍液	不凍液	ウォン/リットル	30
4.ガム	ガム	%	販売価額の0.27
5.紙おむつ	紙おむつ	ウォン/個	1.2
6.合成樹脂	ポリエチレン，塩化ビニールなど ポリアセタル	ウォン/kg	7.6 3.8
7.タバコ	タバコ	ウォン/20個	7

出所：環境部（各年版d）により作成。

表21　廃棄物負担金の品目別賦課額推移

（単位：億ウォン）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001
賦課金額合計	241	431	453	435	207	516
合成樹脂	187	199	206	199	36	256
タバコ	–	172	189	191	115	213
殺虫剤容器	3	2	3	2	2	0.1
化粧品容器	9	8	9	7	9	6
お菓子製品容器類	1	2	1	1	2	3
不凍液	5	6	8	6	7	7
蛍光灯	6	6	10	8	10	0.3
紙おむつ	13	17	21	15	21	24
その他	17	21	6	36	5	7

注１：2000年と2001年の賦課金額に大きな格差が生じているが，この主な要因は，2001年より合成樹脂に対する負担金の賦課基準時期が，従来の四半期基準から年間基準へ変更されたためである。すなわち合成樹脂の2000年賦課額は，１四半期分のみが計上されており，残り３四半期分は2001年の賦課額に繰り越し計上されている。

２：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。

出所：環境部(各年版d)より作成。

表22　廃棄物関連賦課金の概要

名称	設置年度	主管･賦課機関		導入目的	賦課対象	根拠法
		主管	賦課			
廃棄物負担金	1993	環境部	韓国環境資源公社	廃棄物の発生抑制および資源の節約	再活用の困難な製品，材料および容器の製造業者もしくは輸入業者	資源節約再活用促進法第12条
再活用賦課金	2003	環境部	韓国環境資源公社	再活用義務の履行を促す	再活用義務生産者	資源節約再活用促進法第19条
廃棄物処理履行保証金	1999	環境部	自治団体，地方環境庁	産業廃棄物の処理業者の倒産などにより発生する放置廃棄物の適正処理	廃棄物処理業者，廃棄物再活用業者	廃棄物管理法第43条の2
廃棄物処理施設事後管理履行保証金	1991	環境部	自治団体，地方環境庁	廃棄物埋立施設の使用終了後，汚染物質の流出による住民の健康や環境被害に取り組むための財源到達	廃棄物埋立施設を使用終了もしくは閉鎖した事業者	廃棄物管理法第48条
ごみ誘発負担金	1994	自治体	自治団体	卸売り市場のごみ発生抑制および環境改善，農水産物の標準規格出荷促進および物流体系改善	農水産物関連卸売市場法人，市場卸売り業者，売買参加人，出荷者など	農水産物流通および価格安定法第42条

年には127億ウォンであったが，1998年には賦課対象品目の拡大などで367億ウォン，そして2005年には472億ウォンへと増加している（表23参照）。徴収された廃棄物預置金と廃棄物負担金は，1994年までは廃棄物管理基金に繰り入れられ，主に自治体や事業者の廃棄物再活用および処理施設投資に対する長期・低利融資の資金源として活用されてきた。しかし，同基金が廃止された1995年からは環境改善特別会計に移管され，中央政府の環境対策財源として用いられている。

一方，廃棄物処理履行保証金は，廃棄物管理

表23　廃棄物関連賦課金の賦課・徴収推移

（単位：件，億ウォン）

	賦課・徴収		～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
廃棄物負担金	賦課	件数	9,101	5,947	6,633	6,915	6,139	5,988	2,174	6,136	14,954
		金額	930	367	448	249	516	503	474	385	472
	徴収	件数	9,055	5,936	6,619	6,901	5,811	5,823	1,797	5,921	8,098
		金額	924	364	447	247	515	499	468	352	449
廃棄物預置金	賦課	件数	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	－	－	－
		金額	n.a.	532	372	450	943	n.a.	－	－	－
再活用賦課金	賦課	件数	－	－	－	－	－	－	－	799	1,680
		金額	－	－	－	－	－	－	－	53	66
	徴収	件数	－	－	－	－	－	－	－	725	1,492
		金額	－	－	－	－	－	－	－	41	35
廃棄物処理履行保証金	賦課	件数	－	－	－	15	6	6	3	1	2
		金額	－	－	－	1	4	3	1	0.4	2
	徴収	件数	－	－	－	15	6	6	3	1	2
		金額	－	－	－	1	4	3	1	0.4	2
廃棄物処理施設事後管理履行保証金	賦課	件数	－	－	－	2	1	－	5	26	11
		金額	－	－	－	6	3	－	17	53	56
	徴収	件数	－	－	－	2	1	－	4	25	9
		金額	－	－	－	8	3	－	9	28	8
ごみ誘発負担金	賦課	件数	113,616	46,226	51,655	52,085	57,877	51,332	54,085	46,591	38,856
		金額	24	15	15	17	16	14	16	13	11
	徴収	件数	113,616	46,226	51,655	52,085	57,877	51,332	54,085	46,591	38,856
		金額	24	15	15	17	16	14	16	13	11

注：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。
出所：企画予算処（各年版a）より作成。

法第 43 条 2 項に基づいて，産業廃棄物の処理を行う廃棄物処理業者が不渡りなどによって，委託された廃棄物を処理できずに発生させる，放置廃棄物の適正処理のために導入された。履行保証は，廃棄物処理共済組合に加入するか，廃棄物の処理を保証する保険に加入すること等によって，廃棄物処理履行保証金を預託しておく方法がある。

廃棄物処理施設事後管理履行保証金は，1991 年に廃棄物管理法第 48 条に基づいて設置されたもので，廃棄物の埋立施設が，使用終了後の事後管理のために必要とする費用の全部または一部を，環境改善特別会計に預託する制度である。この負担金は，廃棄物埋立施設の使用終了後の，浸出水の流出などによる住民の健康被害や周辺環境被害を救済するための資金を確保するものである。

ゴミ誘発負担金は，卸売市場法人，売買参加人，製品出荷者などに対して，卸売市場で生活飲食物ゴミを発生させることを根拠に，例えば大根，白菜，ネギ，玉ネギなど農産物の出荷量に比例して，負担金（品目別賦課料率×出荷量）を賦課する制度である。賦課料率は卸売市場ごとに異なるが，ニンニク，白菜は 10,000–20,000 ウォン / トン，ネギおよび玉ネギは 2,000–5,000 ウォン / トンである。賦課金収入の財源は農産物包装紙支援事業などに活用されている。

3-4. 自然環境保全関連賦課金

原状回復預置金は，1995 年に自然公園法第 24 条に基づいて，自然公園の占有・使用行為者に対して自然公園原状回復義務の履行を担保するために導入された。原状回復に必要な費用は環境部長官が告示し，原状回復預置金の預置形態は，現金，保証保険証券，支給保証書に区分される。預置金の場合は，原状復旧が完了するか原状回復が必要となる要因が解消された場合には預置金が返還されるが，事業実施中で原状回復の担保が必要な場合には保管し，事業者が原状回復履行義務を果たさない場合には預置金をもって原状回復を行うことになる。

2001 年に設置された生態系保全協力金は，自然環境保全法第 49 条に基づいて，環境影響評価対象事業を行う者，および 10 万 m^2 以上の露天探鉱・採掘業者を対象に賦課している。この協力金は，開発事業の推進により自然生態系に損害を与えた場合，原因者負担原則に基づいて，損害面積の復旧に相応する費用を賦課している。これにより，生態系の毀損の最小化を誘導し，また生態系復元など自然環境保全のための財源を確保することを目的としている。

他にも，森林の開発行為などで破壊された森林生態系の復旧および保全を目的として，代替森林資源造成費及び分割納付履行保証金制度，林産物輸入利益金制度（1995 年），森林復旧費用預置金制度（1980 年），そして森林復旧過失瑕疵補修保証金制度（2001 年）等が導入・施行されている（表 24 参照）。

3-5. エネルギー関連賦課金

3-5-1. 石油輸入・販売賦課金

石油輸入・販売賦課金は，1995 年から石油の需給および価格安定を目的として，石油および石油代替燃料事業法第 18 条に基づいて導入されている。負担金の賦課対象は石油精製業者および石油輸出業者である。

石油輸入賦課金は，原油および石油製品と天然ガスに分けられており，石油製品は 14 ウォン / リットル，天然ガスは 15,480 ウォン / トンの賦課料率に基づいて計算されている。石油販売賦課金は，灯油，高級ガソリン，ブタンと副生燃料油に賦課されている。賦課料率は，灯油が 23 ウォン / リットル，高級ガソリンが 36 ウォン / リットル，ブタンが 62,238 ウォン / トン，そして副生燃料油が 17 ウォン / リットルとなっている。

表24　自然環境保全関連環境賦課金の概要

名称	設置年度	主管·賦課機関		導入目的	賦課対象	根拠法
		主管	賦課			
原状回復預置金	1995	環境部	自治体，国立公園管理公団	自然公園占有・使用者の原状回復義務履行を担保	自然公園の中で建築物の新改築，鉱物の採掘などを行う者	自然公園法第24条
生態系保全協力金	2001	環境部	自治団体	開発事業による自然生態系破壊の抑制を誘導し，復元のための財源を調達	環境・交通・災害に関する影響評価法の第4条規定による開発事業者	自然環境保全法第49条
代替森林資源造成費及び分割納付履行保証金	1990	森林庁	森林庁，地方森林庁，国有林管理事務所，自治団体	森林転用許可を受け，森林を他用途に転用する事業者から代替森林造成に必要な財源を調達	森林を他用途に転用しようとするゴルフ場，工場，宅地開発などの事業者	山地管理法第19条
林産物輸入利益金	1995	森林庁	森林庁，森林組合中央会	農林部令に定められる林産物(栗，ナツメ)の輸入時に国内価格との差額を森林育成の財源として調達	森林組合中央会長	森林法第37条
森林復旧費用預置金	1980	森林庁	自治団体，地方森林庁，国有林管理事務所	山地を他用途に転用する事業者に復旧費用をあらかじめ預託させ，山地復旧を担保	森林を他用途に転用しようとする事業者	山地管理法第38条
森林復旧瑕疵補修保証金	2001	森林庁	自治団体，地方森林庁，国有林管理事務所	山地を他用途に転用する事業者が森林復旧を終了した場合に，復旧後発生しうる瑕疵補修のための履行担保金を預託	森林復旧竣工検査を受ける者	山地管理法第42条

賦課金の収入は，エネルギーおよび資源事業特別会計に繰り入れられ，石油供給およびガス安全開発，石油代替エネルギー開発，鉱業資源開発，他省庁支援事業（たとえば塵肺支援事業など）などに使われている。そのうち石油供給およびガス安全開発部門が，賦課金収入全体の20.1%，塵肺事業など他省庁支援事業が20.5%と，最も多く使われている（いずれも2005年度予算ベース）。

3-5-2. 電力産業基盤基金負担金

電力産業基盤基金負担金は，電力産業の持続的な発展と電力産業基盤造成事業推進に必要な財源確保のために，電気事業法第46条に基づいて2001年から賦課されている。この負担金は，電気使用者に電気料金の37/1000を賦課している。

電力産業基盤基金負担金の使途は，大きく事業費，基盤運営費，その他に分けられる（表27）。事業費の割合は全体の50.5%になっており，無煙炭，LNG，熱併合，代替エネルギー支援，国内産の石炭と輸入石炭の発電原価差額の補填，太陽光や風力エネルギー関連設備導入支援などに多く使われている。電力産業基盤基金負担金

表25 自然環境保全関連賦課金の賦課率

名称	賦課金算定式	賦課率の変遷	賦課金使途
原状回復預置金	・建築物の新増築，改築：工事費の5% ・鉱物の採掘：産物の価格から採掘費・運搬費を除いた金額の10% ・開墾など：工事費の5%		国立公園管理公団など名義で銀行預託
生態系保全協力金	生態系破損面積×単位面積当たり賦課金額×地域係数 ただし賦課金額の上限：5億ウォン	・単位面積当たり賦課額(2001.1) －総事業費の0.1～0.5% －破損面積あたり250ウォン／m^2 ・地域係数 －土地用途により0～4	環境改善特別会計
代替森林資源造成費及び分割納付履行保証金	森林転用面積×代替森林造成費	植林費および10年間の育成費を合計した金額と森林の公益的価値(水資源涵養，大気浄化，土石流流出防止，野生動物保護機能など)を考慮し，毎年森林庁が告示	農漁村構造特別会計
林産物輸入利益金	輸入競売収益金の100%		農漁村構造特別会計
森林復旧費用預置金	山地転用面積×預託基準額 ただし転用面積660m^2以下は免除	森林・生態系の復旧に必要な費用を考慮し，毎年森林庁長が告示	保証保険証券会社など
森林復旧瑕疵補修保証金	復旧工事費の4%		保証保険証券会社など

注：収入欄の（ ）内の数字は，2004年の収入である。

の中で事業費と同様の割合を占めているのは余裕資金運用部門である。余裕資金とは前年度から繰越金で積み立てられた資金を意味しており，事業費とほぼ同額が積み立てられている。

3-5-3. 原子力研究開発事業費用負担金

韓国において原子力政策は，エネルギーセキュリティ確保と公共の福祉という国家戦略的次元で行われるべきであるという考え方に基づいて，国家主導で進められてきた。しかし政府予算の限界から，別途の安定的財源確保対策の一環として，1996年度に原子力研究開発基金が設置された。

科学技術部長官は，中央省庁の関係長官が委員として参加する原子力委員会（委員長：国務総理）で議決された5年ごとの原子力振興総合計画に基づいて，原子力研究開発事業計画を立て，これを効率的に推進するために研究課題を

表26　自然環境保全関連賦課金の賦課・徴収推移

（単位：件，億ウォン）

	賦課・徴収		～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
原状回復預置金	賦課	件数	136	53	102	539	392	371	371	278	190
		金額	0.9	0.7	1	4	5	5	6	5	8
	徴収	件数	136	53	102	539	392	371	371	278	190
		金額	0.9	0.7	1	4	5	5	6	5	8
生態系保全協力金	賦課	件数	－	－	－	－	6	23	110	277	306
		金額	－	－	－	－	5	33	205	497	534
	徴収	件数	－	－	－	－	5	17	93	230	252
		金額	－	－	－	－	2	15	119	346	369
代替森林資源造成費	賦課	件数	35,279	6,049	8,002	10,233	10,285	13,346	14,074	17,304	18,225
		金額	1,429	195	224	329	300	629	700	1,085	1,165
	徴収	件数	34,468	6,061	8,210	10,080	10,051	12,974	13,433	17,048	17,729
		金額	1,316	185	221	268	221	514	675	808	919
林産物輸入利益金	賦課	件数	3	1	1	1	1	1	1	1	1
		金額	7	0.4	5	5	4	5	6	9	7
	徴収	件数	3	1	1	1	1	1	1	1	1
		金額	7	0.4	5	5	4	5	6	9	7
森林復旧費用預置金	賦課	件数	33,559	10,473	14,237	14,131	15,475	12,630	12,937	14,781	13,459
		金額	5,743	1,316	1,751	1,955	1,940	4,350	7,461	7,199	4,858
	徴収	件数	33,559	10,473	14,237	14,131	15,475	12,630	12,679	14,662	13,394
		金額	5,743	1,316	1,751	1,955	1,940	4,350	7,380	6,958	4,739
	返還	金額	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1,357	1,138	825	378	1,733
森林復旧瑕疵補修保証金	賦課	件数	－	－	－	－	1,638	3,328	3,608	2,035	1,859
		金額	－	－	－	－	53	79	99	135	105
	徴収	件数	－	－	－	－	1,683	3,300	3,563	2,035	1,859
		金額	－	－	－	－	53	78	97	135	105

注：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。
出所：企画予算処（各年版a）より作成。

毎年選定している。原子力研究開発事業の実施に必要となる費用は，政府の出資金，原子力研究開発基金，借入金などにより賄われている。原子力研究開発基金は，原子力法第10条の３に基づいて設置されたもので原子力研究開発事業費用負担金や収益金などで賄われている。

原子力研究開発事業費用負担金は，発電用原子炉運営者に対して，原子力法第９条の３に基

表27 電力産業基金基盤負担金の使用内訳

（単位：億ウォン）

収入			支出		
年度	2004	2005	年度	2004	2005
合計	16,372	19,783	合計	16,372	19,783
○負担金収入	10,652	11,121	○事業費	8,331	9,987
-法定負担金	10,635	11,103	-電力需要管理	827	1,173
-加算金	17	18	-電力研究開発	1,305	1,450
○その他	5,720	8,662	-インフラ構築支援	355	358
-利子収入など	491	668	-島嶼・過疎地電力供給	880	1,046
-融資元本回収	5	18	-電気安全管理	679	597
-政府預金回収	5,224	7,976	-発電所周辺地域整備	1,425	1,152
			-代替エネルギー支援	2,069	2,555
			-電力基盤融資	791	1,656
			○基盤基金運営費	65	77
			○その他	7,976	9,718
			-余裕資金運用	7,976	9,718

注：1ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。
出所：産業資源部資料により作成。

づいて課せられる。この賦課金は，発電用原子炉運営者が賦課対象者であるため，発電用原子炉を保有する韓国水力原子力株式会社が納付の義務を負う。負担金の額は原子力法施行令第20条の10および11により，原子炉の運転によって生産された前年度電力量にkWh当り1.2ウォンをかけた金額となる。

原子力研究開発基金は，原子力振興総合計画の部門別施行計画に基づく原子力研究開発事業（必要な研究開発機材・資材および装備の購入支援を含む），原子力関連人材養成事業，研究開発事業を効率的に推進するための企画・管理・評価事業および，その他科学技術部長官が基金の運用上必要だと認める事業に投資される。

3-5-4. 原子力関係事業者等の費用負担金

原子力関係事業者費用負担金は，原子力産業の振興を促進して公共の安全と環境保全を達成するため，原子力安全規制事業に必要な財源を，それを必要とする原因をもたらした原子力関係事業者に負担させる目的で，原子力法第111条第3項，韓国原子力安全技術院法第15条に基づいて1990年に導入された。2005年に負担金収入は，人件費に44%，直接経費に34%使われており，直接経費に含まれる原子力研究開発事業費に対して費用全体の12%が使われている（表28参照）。

3-6. 交通関連賦課金

交通部門のエネルギー消費は，韓国の国内最終エネルギー消費の約24%を占めており，この中で約76%が道路交通に起因している。自動車に対しては燃費基準が2006年から適用されており，小型車（light-duty vehicles）が12.4km/ℓ，大型車（heavy-duty vehicles）が9.6km/ℓとなっている。韓国では小規模乗用車（軽自動車）の利用を誘導するために多様な財政手段が用いられている。自動車税はエンジンの排気量に応じて賦課されており，軽自動車の場合高速道路通行料と駐車料も優遇されてい

表28　原子力関係事業者費用負担金の内訳

（単位：億ウォン）

収入			支出		
項目	2004年	2005年	項目	2004年	2005年
政府出資金	97	127	人件費	220	240
機関固有事業	76	85	直接経費	173	183
一般事業費	16	40	機関固有事業費	42	49
施設費	5	2	原子力安全規制事業	61	67
負担金収入	251	273	原子力研究開発事業	62	64
自体収入	130	121	受託研究事業費	8	3
原子力研究開発事業	99	109	経常運営費	44	51
受託研究事業	22	6	一般事業費	16	39
雑収入	9	6	施設費	25	5
前期繰り越し金	21	19	施設維持補修	2	2
			支援施設建設事業	2	2
			放射能指揮センター事業	14	1
			放射性同位元素非常保管	7	–
			その他事業費	2	12
			次期繰越	19	10
合計	499	540	合計	499	540

出所：産業資源部関連資料により作成。

表29　エネルギー関連賦課金の概要

名称	設置年度	主管･賦課機関		導入目的	賦課対象	根拠法
		主管	賦課			
石油輸入・販売賦課金	1995	産業資源部	韓国石油公社	石油需給・価格安定財源の調達ため石油関連製品輸入時に賦課	石油精製業者および石油輸出業者	石油及び石油代替燃料事業法第18条
電力産業基盤基金負担金	2001	産業資源部	韓国電力公社	電力産業の発展と電力産業基盤強化事業に必要な財源を調達	電気使用者	電気事業法第51条
原子力研究開発事業費費用負担金	1996	科学技術部	科学技術部	原子力研究開発事業に必要な財源を調達	発電用原子炉運営者	原子力法第9条の3
原子力関係事業者等の費用負担金	1990	科学技術部	韓国原子力安全技術院	原子力利用により発生する放射能災害からの国民保護および環境保全のための財源の調達	原子力事業者	原子力法第111条第2項

表30 エネルギー関連賦課金の賦課率

名称	賦課金算定式	賦課率の変遷	賦課金使途
石油輸入・販売賦課金	○石油輸入賦課金 －原油・石油製品：14ウォン/㍗ －天然ガス：15,480ウォン/トン ○石油販売賦課金 －灯油：23ウォン/㍗ －ガソリン：36ウォン/㍗ －ブタン：62,238ウォン/トン	○1995.1 －輸入賦課金：石油1.7$/バレル LNG6,908ウォン/トン －販売賦課金：灯油20ウォン/㍗ ガソリン90ウォン/㍗ ○2000.7 －輸入賦課金：原油・石油製品 13ウォン/㍗ －販売賦課金：ガソリン36ウォン/㍗	エネルギーおよび資源事業特別会計
電力産業基盤基金負担金	電気料金の37/1000	○2001.4：電気料金の32.3/1000 ○2001.12：電気料金の45.91/1000 ○2005.12：電気料金の37/1000	電力産業基盤基金
原子力研究開発事業費費用負担金	前年度原子力発電量(kWh)×1.2ウォン	○1997.6施行以来変更なし	原子力研究開発基金
原子力関係事業者等の費用負担金	(A+B)×(M1÷(M1＋M2))＋基準単価×M1×直接経費比率 ※2000年度総額 (103[億ウォン]＋26[億ウォン])×(36400[人日]÷(36400[人日]＋357[人日])) ＋253800[ウォン/人日]×36400[人日]×0.4 ≒153[億ウォン] ※1基当たり負担金額 153[億ウォン]÷20[基]＝756.65[百万ウォン/基]	※用語 A：事業者負担人件費 (総人件費－支援金およびR&D充当金) B：事業者負担運営費 (総運営費－支援金およびR&D充当金) M1：発電用原子炉投入人力 M2：その他事業投入人力 直接経費比率：40% (安全規制人件費の比率)	原子力安全技術院事業予算

る。

混雑交通料は，ソウルの都心への接近道となる南山トンネルを月曜日から土曜日の間に通過する自動車で，２人以下に搭乗したものに対して，１台当り2,000ウォンを賦課する制度である。ただし800cc以下乗用車については50%軽減されている。

また，都市交通渋滞地域内の交通の流れの改善のために，賦課金インセンティブによる交通量抑制と交通改善事業の財源調達を目的として，交通誘発施設（大型店舗など）の所有者に対して賦課される交通誘発負担金（1990年導入），および，空港騒音被害抑制のための対策事業の財源調達を目的とした騒音負担金（1993年導入）が導入されている。

表31　エネルギー関連賦課金の賦課・徴収推移

（単位：件，億ウォン）

	賦課・徴収		～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
石油輸入・販売賦課金	賦課	件数	619	307	219	381	521	600	575	584	611
		金額	25,850	12,050	10,441	10,011	11,265	11,445	8,150	10,235	14,718
	徴収	件数	613	304	217	379	514	582	560	578	606
		金額	25,846	12,047	10,438	10,008	11,264	11,371	8,106	10,233	14,711
電力産業基盤基金負担金	賦課	件数	－	－	－	－	7	12	12	12	12
		金額	－	－	－	－	5,145	9,444	10,095	10,666	11,329
	徴収	件数	－	－	－	－	7	12	12	12	12
		金額	－	－	－	－	3,755	9,218	9,971	10,652	11,121
原子力研究開発事業費用負担金	賦課	件数	2	4	4	4	4	4	4	4	4
		金額	887	918	1,049	1,130	1,308	1,345	1,398	1,556	1,555
	徴収	件数	2	4	4	4	4	4	4	4	4
		金額	887	918	1,049	1,130	1,308	1,345	1,398	1,556	1,555
原子力関係事業者等の費用負担金	賦課	件数	51	8	8	7	5	5	6	6	6
		金額	700	161	181	170	167	185	226	252	273
	徴収	件数	51	8	8	7	5	5	6	6	6
		金額	700	168		169	167	185	226	252	273

注１：電力産業基盤基金負担金の件数は，賦課機関である韓国電力会社から毎月に基盤基金の口座へ振り替えされる件数である。

２：１ウォンは約0.12円（2006年平均為替レート）。

出所：企画予算処（各年版a）により作成。

表32　交通環境関連環境負担金の概要

名称	設置年度	主管･賦課機関		導入目的	賦課対象	根拠法
		主管	賦課			
混雑交通料	1996	建設交通部	ソウル市役所	都心への進入車両の分散・迂回を誘導し，都心の交通混雑を緩和	自動車の運転者	都市交通整備促進法第17条
交通誘発負担金	1990	建設交通部	自治団体	都市交通整備地域内の交通誘発施設物の所有者に負担金を賦課することを通じた，交通量の抑制および交通改善事業の財源調達	施設物の所有者（床面積1000m^2以上）	都市交通整備促進法第18条
騒音負担金	1993	航空安全本部	釜山地方航空庁，金浦空港管理事務所	航空機騒音被害抑制のための事業財源調達	航空運輸事業者	航空法第107条

表33 交通関連賦課金の賦課率

名称	賦課金算定式	賦課率の変遷	賦課金使途
混雑交通料	ソウル南山トンネルを月曜日から土曜日の間に通過する2人以下が搭乗する乗用車1台当たり2,000ウォン	800cc以下乗用車，自律曜日制遵守車両は50%減免	地方都市交通事業特別会計
交通誘発負担金	施設物の総床面積[m^2]×単位負担金[350ウォン/m^2]×交通誘発係数		同上
騒音負担金	着陸料×負担率	負担率：騒音等級により10～30%	交通施設特別会計

表34 交通関連賦課金の賦課・徴収推移

（単位：千件，件，億ウォン）

	賦課・徴収		～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
混雑交通料	賦課	件数	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	7,564	7,856	7,645	7,639	9,006
		金額	186	135	141	144	153	160	160	144	152
	徴収	件数	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	7,544	7,819	7,597	7,579	8,941
		金額	186	134	140	142	151	156	155	138	146
交通誘発負担金	賦課	件数	n.a.	68	71	122	123	103	176	215	292
		金額	2,626	687	704	793	1,077	1,050	1,213	1,330	1,467
	徴収	件数	n.a.	50	57	70	94	94	128	166	233
		金額	2,468	624	639	793	913	897	991	1,111	1,224
騒音負担金	賦課	件数	n.a.	24	24	24	24	24	24	24	24
		金額	317	85	87	108	56	29	31	29	29
	徴収	件数	n.a.	24	24	24	24	24	24	24	24
		金額	317	85	87	108	56	29	31	29	29

注：件数の単位は，混雑交通量および交通誘発負担金は千件，騒音負担金は件である。
出所：企画予算処（各年版a）により作成。

4．環境賦課金制度のインセンティブ機能と成果

ドイツやオランダの排水課徴金など欧州諸国で採用されている環境賦課金制度は，当初は汚染者に汚染抑制へのインセンティブを与えることを意図していた。しかし，産業界の反対で料率が低く設定され，結果的に財源調達の機能がより重視されるようになったケースがいくつかある[(26)]。韓国の賦課金制度は，排出賦課金制度などのように，導入当初からインセンティブ機能よりも，環境関連公共事業の実施や自治体および民間事業者へ環境補助金を提供するための財源調達を目的としていたと言える[(27)]。

韓国では国の財政力が脆弱であったうえ，日本のような財政投融資制度も十分整備されていなかったため，多くの環境政策や環境補助金への財源は，これらの環境賦課金に大きく依存し

た。環境賦課金財源は，下水終末処理場など環境基礎施設の整備，環境汚染による被害の救済，民間事業者（主に中小企業）の汚染防止施設投資などに対する長期・低利融資に用いられ，環境の改善・保全に一定の役割を果たしてきたといえる。

ただし韓国の環境賦課金制度が抱えている問題点もいくつかある。賦課金導入の目的と実際の賦課金収入の使途の不明確さ，賦課金の汚染抑制インセンティブ機能の脆弱さ，類似賦課金の重複賦課などがその例といえる。以下，本節では，これらの認識をふまえ，大気，水質，廃棄物，そしてエネルギー部門でそれぞれの代表的賦課金である排出賦課金，環境改善負担金，再活用賦課金（生産者責任再活用制度），石油収入販売賦課金および電力産業基盤基金負担金に対するインセンティブの機能と課題について考察する。

4-1. 排出賦課金

まず排出賦課金の例を見よう。これは，導入当時には汚染源が排出基準を遵守する限り課されず，排出基準を越えて排出しても立入検査などで摘発された場合のみ賦課された。したがって排出賦課金は，企業が規制水準を遵守しなかった場合に課される罰則金の性格を持っていた。賦課料率も，既に指摘したように汚染源の限界排出削減費用よりかなり低い水準で設定された。

排出賦課金は，環境対策のための投資財源を汚染者負担原則に則って調達しようとしたものであったが，結果的には汚染抑制インセンティブ機能は非常に限られていた。例えば全国経済人連合会（1994）が，鉄鋼メーカーを対象にヒアリング調査した項目のうち，「排出基準以上に汚染物質が排出されたことが行政から摘発されたとき，一番気になる点」の項目に，企業イメージと答えた企業が67%，操業停止のような行政処分が23%であり，排出賦課金の費用負担と答えた企業は1社もなかった。

排出賦課金制度は，数次にわたる制度改正を経て汚染抑制インセンティブ機能は多少強化された。しかし，1997年から導入された基本賦課金も，賦課料率の低さや賦課対象物質が限られていることで，汚染抑制インセンティブ機能には限界がある[(28)]。同制度が効果的に機能するためには，賦課料率の引き上げと賦課料率体系の整備，そして汚染削減実績に応じたより積極的な賦課金の減免措置の導入など，賦課金と補助金の適正なポリシー・ミックスが検討されるべきである。

4-2. 環境改善負担金

環境改善負担金は，汚染源の汚染排出量を賦課基準とするよりも，施設の面積，業種，自動車の特性などから汚染源の汚染寄与度を類推し，賦課金を算定するという特徴がある。環境改善負担金のような消費・流通部門に対する環境賦課金は，諸外国でもあまり類例がなく，韓国に特徴的なものといえる。環境改善負担金は賦課対象も多く，かつ年2回定期的に賦課されるので，環境対策のための財源調達機能も安定的に果たせるという利点がある。また，地域係数の調整によって，長期的には大都市地域の汚染誘発施設の設置を抑制するインセンティブも与えられる。

しかし，環境改善負担金は汚染抑制インセンティブ機能において次のような問題点が存在する。まず，大気環境改善負担金は，汚染排出量の指標となる標準燃料使用量が実測値ではなく業種別に与えられた推定値であるため，汚染源に燃料使用量の削減や汚染防止施設の設置を誘導するより，施設の床面積を減らす誘因となる可能性がある。

水質環境改善負担金の場合には，用水使用量は実測値として汚染源の選択変数であるもの

の，環境負荷に直接関係する汚染誘発係数は個別汚染源の実測値に代わって業種別の推定値となっており，汚染源に汚染物質の排出濃度を減らす動機を与えにくい構造となっている。

また水質環境改善負担金は，用水使用量が主な賦課基準となっている点で，事業者が別途に払っている下水道使用料との二重賦課の問題も提起されている。環境改善負担金の汚染抑制インセンティブ機能を高めるためには，汚染測定計測器，浄化施設など汚染防止関連投資に対する賦課金の減免措置という，補助プログラムとのポリシー・ミックスの積極的な導入を検討すべきである。

4-3. 廃棄物預置金，廃棄物負担金および再活用賦課金（生産者責任再活用制度）

廃棄物預置金および負担金の賦課料率は，対象品目の実際の回収・処理費に比べて極めて低い水準に設定されており，事業者に十分な廃棄物発生抑制へのインセンティブを与えていないという問題点があった。またこれらの制度のように，廃棄物処理の責任を企業だけに負わせていては，家計も含めた全ての経済主体にあまねく廃棄物のリサイクルの誘因を与えることは難しい。預置金対象品目の中で，環境への影響が消費者の処分行為にも大きく左右される品目（例えば，紙パック，金属缶，PET ボトル，テレビなど）も多い。これらの品目については，消費者にも一定の負担をさせることが，汚染者負担原則に照らして妥当である。廃棄物問題の根本的な解決のためには，廃棄物の回収・処理およびリサイクル関連基盤施設の整備とともに，企業，国民，政府などすべての経済主体に，汚染原因行為に沿った適切な費用を負担させるシステムの構築が必要である。

廃棄物預置金制度は，生産者に対して，生産物のうちリサイクルされなかった部分（廃棄される部分）には預置金を返還しないという形で金銭的責任を負わせた。しかし生産者責任再活用制度では，実際のリサイクル量が所定の再活用義務量に及ばなければ，その差の部分に対して再活用賦課金が課されるが，再活用義務率を超える部分については，生産者はリサイクルする責任も費用を負担する責任も負っていない。こうした意味において，廃棄物全体の処理・リサイクル費用を生産者に負担させるという意味では，生産者責任再活用制度よりむしろ廃棄物預置金制度のほうが EPR に則っているといえる。

100％のリサイクルが不可能である限り，廃棄物預置金制度の下では，「未返還金」が必然的に発生する。これが生産者責任再活用制度に置き換わったことによって，いわば預置金の大部分が生産者に確実に返還されるようになったのと同じことである。こうして留保された資金の使途は生産者が裁量的に決定できる。生産者はこの資金を，リサイクルする費用を圧縮するために，共同で設置したリサイクリング･センター等における設備の自動化，生産ライン（言い換えればリサイクル・ライン）の拡張などに用いている。このように，生産者責任再活用制度はリサイクルの推進に大きなインセンティブを与えた。しかし，リサイクリング・センターでは，生産ラインの増設や自動化などによる大量リサイクルにより，コストダウンは図っているものの，根本的な廃棄物抑制とリサイクルしやすい製品設計を動機づける仕組みにはなっていない。

各リサイクリング・センターは，物流費用の節約のために全家電メーカーの廃家電製品を受け入れてリサイクルを行っている。したがってリサイクル工程の中で，メーカー別廃家電製品のリサイクル・コストやリサイクル容易性を見分けることは困難である。実際，各リサイクリング・センターは，メーカー別廃家電製品の受入量に応じて事後的にリサイクル費用の精算を

行っている。こうした意味で生産者責任再活用制度は，大量排出・大量リサイクルの社会システムを促している制度という批判を免れない[29]。

次に，生産者責任再活用制度の下での生産者と消費者の役割分担のあり方について検討する。既にふれたように，EPR の本質は，生産者に廃棄物の処理・リサイクルの最終責任を負わせることにより，外部費用の内部化を通じて廃棄物に関わって発生する社会的費用の最小化を図ることにある。ただし，生産者・消費者のどちらがどのように費用を負担するかはまた別の問題であり，必ずしも生産者がすべての費用を負担しなければならないという意味ではない[30]。

日本の家電リサイクル制度は，生産者には「物理的責任」を，消費者には「経済的責任」をそれぞれ負担させ，両者に廃棄物の排出抑制とリサイクルへのインセンティブを与えている。これにくらべて，韓国の生産者責任再活用制度は，生産者に「物理的責任」と「経済的責任」のすべてを負担させている。消費者が排出した廃家電製品は，生産者の費用負担によりリサイクリング・センターもしくは再資源化企業まで運搬・リサイクルされる。したがって韓国の家電リサイクルにおいては，消費者は事実上制度の外に置かれている状況となっている。このように生産者責任再活用制度には，消費者に対する排出抑制，そして生産者に対する環境適合設計を動機づける機能が組み込まれていない。

家電製品のような耐久財の場合，消費者にはリサイクルコストの小さい製品の購入と，製品の長期保有への動機づけが与えられ，また生産者にはリサイクルコストを削減するインセンティブが働くような，制度的仕組みが必要である。そのための方策として，生産者に物理的な回収・リサイクル義務は負わせても，金銭的責任は生産者と消費者が分担する方法が考えられる。最終的には，リサイクル費用の差が消費者の商品選択に影響を与える制度設計が望まれる。ただし，日本のように消費者にリサイクル費用を負担させる消費者リサイクル賦課金方式は不法投棄を助長するという問題がある。現在，全額生産者のリサイクル費用補助金として用いられている消費者リサイクル賦課金の一部を不法投棄防止のための財源として活用できるように検討することが望まれる。

筆者の日韓のリサイクル工場に対するヒアリング調査に基づけば，近年リサイクル終末部門（たとえばリサイクリングセンター）でのリサイクル技術の進歩によりリサイクルコストが下がり，近い将来リサイクリングセンター単体としての採算がとれる可能性もある。この場合，消費者からのリサイクル賦課金の一部は，不法投棄防止のための基金の財源として活用できることは容易といえる。

最後に，現行のような再活用義務量を割り当てる方式では，各生産者の限界リサイクル費用が均等化されないので社会的な費用効率性が達成され難い。再活用義務量の遵守を促す方式を廃止し，日本のように個別品目のリサイクル・ガイドラインのみを定める方法を検討すべきである。韓国では生産者（リサイクリング・センターなど）が，再活用義務量を守るために再使用可能な廃家電製品も無理に解体･破砕したり，再資源業者から廃家電製品を購入してリサイクルしている状況も発生しているという[31]。

これは，再活用義務率は各企業のリサイクル費用構造に関係なく一律に適用されるため，社会的非効率の発生は避けられないことを反映している。日本の場合，家電リサイクル制度上で再活用義務量もしくは義務率は定められていない。生産者には，回収された廃家電製品について，熱回収ではなく，部品利用やマテリアル・リサイクル等の方法で再商品化する比率（「再商品化率」と呼ばれる）を達成することが義務

づけられているが，廃家電製品の排出量もしくは出荷量に対する「リサイクル率」は問題とされない[32]。再活用義務率の設定という現行制度の維持が不可避な場合は，生産者責任再活用制度の社会的効率性を高める方法として，再活用義務量の過不足分がリサイクル費用構造の異なる生産者同士に取引できるように「リサイクル権取引制度」が考えられる。

4-4. 石油輸入・販売賦課金および電力産業基盤基金負担金

石油輸入・販売賦課金は，主に石油の安定供給確保のための財源調達を目的に導入された。石油輸入・販売賦課金は原油段階（輸入石油製品を含む）で賦課されるため，基本的には発電用，産業用，輸送用，そして家庭用などの用途にかかわらず，上流部門で一律同率の賦課金が適用される。ただし，石油関連産業の国際競争力維持や脆弱産業保護の観点から石油化学製品製造用の原油，農林漁業用の重油，石油アスファルトなどに対しては賦課金が一部還付されている。

石油輸入販売賦課金の当初の目的は，石油を中心とする化石エネルギーの安定供給，言い換えれは結果的には，化石エネルギー産業を支援する役割を果たしているといえる。こうした意味で石油輸入・販売賦課金は，化石エネルギーの消費を助長してきた側面も否定できない。エネルギー消費の抑制や環境改善がこの賦課金の導入目的ではなかったとはいえ，近年では賦課金収入の一部がエネルギー節約や再生可能エネルギーの普及促進などにも充当されていることは，注目すべき変化である。

電力産業基盤基金負担金は，電気が需要者に販売される時に賦課される。この負担金の主な目的は，特に原子力・火力・水力発電所の建設促進のために，電源立地地域の公共用施設の整備や，地域振興事業の実施に必要な経費を調達することであった。最近では再生可能エネルギーの開発利用促進にも一部活用されているが，依然として従来型の電源開発のための財源調達が主な目的である。

電力産業基盤基金負担金は，持続可能なエネルギー利用の促進と，化石エネルギーや原子力の利用時に発生する外部不経済の内部化を図る，一種の環境税としての性格を持つことが望ましい。表35に見るように，韓国の再生可能エネルギー導入目標は，他の先進国と比較すると低い水準にある。エネルギーの持続可能性の確保のためには，このような再生エネルギー関

表35　各国の再生可能エネルギー発電導入目標

（単位：%，総発電量に占める比率）

世界（2010）	日本（2010）		韓国（2010）	EU				米国（カリフォルニア州）（2017）
				デンマーク（2010）	英国（2010）	ドイツ（2010）	EU15平均（2010）	
2.6	1.4	3.6	2.0	29.0	9.3	10.3	12.5	20.0

注1：ここで再生可能エネルギー発電とは，太陽，風力，地熱，バイオマス，水力（韓国，日本の場合は大型水力を除く）などを用いた発電である。
2：（　　）内は，導入目標年である。
3：日本の場合，1.4%は現行対策維持ケース，3.6%は目標ケースである。
資料：国際エネルギー機構（IEA）（2003），資源エネルギー庁（2004），環境エネルギー政策研究所（2004），そして韓国の産業資源部の関連資料（2004）から作成。

連部門[33]に，より積極的な財源の配分を行う必要性がある。

5．環境賦課金制度の課題―結びに代えて

韓国は，1960年代末から短期間に高度成長を追求してきたが，その結果，産業公害問題，生活型公害問題そして地球環境問題など多様な類型の環境問題に同時に対処しなければならない状況に置かれることとなった。これらの問題に取り組むためには，直接規制中心の対策では限界がある。一方，企業に多くの負担を課す高率の賦課金制度の導入は，政治的に容易ではない。これまでの韓国の環境賦課金は，有効なインセンティブを与えることなく単に汚染者のコストとして計上され，製品価格に転嫁されてしまう場合が多かった。こうした状況では，環境賦課金が財源調達には一定の成果があったが，環境改善という目標の達成にはあまり貢献しない。

環境政策の選択において，賦課金の汚染抑制インセンティブ機能だけ重視しようとすると，企業の負担を高め分配上の問題を発生させてしまう場合が多い。国際競争力が問われる時期には，移行期の政策選択として分配問題を緩和しながら環境改善を進めるほうが現実的である。特に成長途上の後発工業国においては，インセンティブ機能と企業の費用負担を同時に考慮し，賦課金および補助政策のポリシーミックスを含む多様な政策コンビネーションの導入が必要となる。こうした意味で，環境賦課金制度の導入と平行して，徴収された賦課金を環境対策財源とする韓国の試みは，環境対策のための財政能力の弱い他の後発工業国にも示唆するところが大きい。

現在，韓国の環境賦課金の多くは，環境改善特別会計に繰り入れられ，中央政府の環境関連投資財源として活用されている。ただし，財源の殆どは，地方自治体の下水処理施設や廃棄物処理施設設置などに対する補助予算として配分されてきた。そのため現在の財源配分方式では，今後の環境問題の解決に役に立つ新エネルギーなどの革新的な環境技術や環境ビジネスを育て難い問題点がある。そこで，これらの技術やビジネスを刺激する賦課金財源の配分や運用方法が課題となる。

韓国では，産業廃棄物問題や都市生活型公害問題などの局地的な環境問題への関心は高くなったが，経済成長を犠牲にしかねない地球規模の環境問題への関心は，他のOECD諸国に比べてまだ低いといえる。そのような状況において，韓国の環境賦課金制度が適切に整備されることは，地球温暖化問題への対処に有効とされる炭素税の導入などにも結びついていくと思われる。

現行の賦課金制度を，理想的な環境税の機能を持つ制度に発展させていくためには，賦課金料率の引き上げと料率体系の単純化，インセンティブ機能を高めるための賦課金と補助プログラミングの有効な政策コンビネーション，そして環境技術の革新を刺激する賦課金財源の効果的な運用が課題といえよう。

また，中央集権的な財源配分方式が，各地方の現場でのニーズにそぐわないという問題もある。政府に集中されている環境関連財源の調達・配分に関する権限を積極的に自治体へ委譲する必要がある。その方策の一つとして，自治体が独自の判断により環境に有害な行為に税を課し，その税収を自治体の環境関連予算の財源と活用する，いわゆる地方環境税の導入を活性化する方法があげられる。地方環境税の導入は，新しい課税源の発掘により財政能力の脆弱な自治体の課税自主権を拡充する側面からの意義もある[34]。近年日本の自治体では，産業廃棄物を埋め立てる最終処分業者に課する産業廃棄物税や，小売業者に課するペットボトル税のよ

うな地方環境税の導入および議論が活発に行われている[35]。

韓国では，まだ日本のような地方環境税に関する議論は十分に行われていない。地方環境税の構想は，国から地域への環境関連税源はいうまでもなく，環境政策に関する権限の委譲をも意味する。韓国はこうした地域の独自性と特色を生かした地方環境税を積極的に導入することにより，現在のような中央集権的環境財源の調達・配分方式から脱却し，自治体独自の判断に基づいて，地域固有の特性を生かした環境関連公共財の整備や環境配慮型ライフスタイルの促進を行ってゆくべきである。

〈謝辞〉

本稿の作成において東アジア環境政策研究会メンバーの方々から多くの議論とアドバイスを頂いたこと，この場を借りて御礼を申し上げたい。特に京都産業大学の朴勝俊先生からは数多くのご的確なアドバイスを頂き，また日本語表現についてもご丁寧な指導を頂いた。深く感謝の念を表したい。また，本稿は平成18年度科学研究費補助金（基盤研究（B），課題番号18310035）の研究成果の一部である。

注

(1) （韓国）中央大学産業経済学部　教授。

(2) 日本で採用された数少ない環境賦課金制度の例として，公害健康被害補償法（1973年制定）に基づいて硫黄酸化物の排出量に課された賦課金（いわゆる公健法賦課金）が挙げられる。公健法賦課金は時には高率で硫黄酸化物の排出抑制インセンティブが働いた可能性も指摘されるが，公害健康被害者への補償金給付のための財源調達が主要目的であった（例えば植田・松野（1997）などを参照）。

(3) ただし，行政制裁金（罰則金），行政手数料，寄付金などのように社会秩序違反や行政サービスに対する反対給付として賦課されるものは，賦課金の範疇から除く。

(4) 個別賦課金の賦課根拠に関する詳しくは次節から詳述する。

(5) 韓国の行政における「部」は日本の「省」に，「長官」は「大臣」に相当する。

(6) ただし，これらの賦課金財源は，一旦環境改善特別会計に繰り入れられると，その会計の中では使途が指定されることなく，広く環境対策財源として活用される。

(7) 排出賦課金制度と環境改善負担金制度について詳しくは，李・朴ほか（2005）を参照。

(8) 排出賦課金制度が実質的に施行されたのは，1983年9月に環境保全法の施行令と施行規則が公布されてからである。また，1990年に，単一で総合的な「環境保全法」が廃止され，環境関連法が個別立法中心に整備されるようになった。これを受けて，排出賦課金のうち，大気排出賦課金は「大気環境保全法」に，水質排出賦課金は「水質環境保全法」に基づいて運営されるようになった。

(9) ただし，排出され始めた日が明らかでない場合には，排出許容基準超過の確認の検査を行うために，汚染物質を採集した日とする。

(10) 例えば大気汚染物質は，硫黄酸化物500ウォン，粉塵770ウォン，アンモニア1,400ウォン，フッ素化合物7,400ウォン，塩化水素7,400ウォン，悪臭500ウォンなどとなっており，水質汚染物質は，有機物質250ウォン，浮遊物質250ウォン，フェノール150,000ウォン，カドミウム500,000ウォン，マンガン30,000ウォン，クロム75,000ウォン，水銀1,250,000ウォンなどとなっている。

(11) 例えば大気汚染物質は，排出基準の20%超過1.3，40%超過1.6，80%超過1.9，100%超過2.5などとなっており，水質汚染物質は，排出基準の20%超過4.0，40%超過4.5，80%超過5.0，100%超過5.5などとなっている。

(12) 例えば大気汚染物質は，住居・商業地域2，農林・自然環境保全地域1.5，工業団地1などのパラメーターが与えられる。また，水質汚染物質は，清浄地域2.0，住居・商業地域1.5，工業団地1.0などとなっている。

(13) 例えば違反回数別賦課係数は，違反がなかった場合は1，違反があった場合，違反回数ごとに1.05を乗じた係数として算定される。すなわち，違反係数$=(1.05)^{n-1}$，ただし，nは違反回数である。

⑭ 濃度別賦課係数は，大気汚染物質の場合，排出許容基準の20％未満0，30％未満0.1，40％未満0.2，50％未満0.3，60％未満0.4，100％未満0.8などとなっている。

⑮ 2007年3月2日韓国環境部大気管理課ヒアリング調査による。

⑯ 例えば，大衆飲食店，ホール，スーパー，空港などの施設物である。ただし生産・製造施設は，賦課対象から除外されている。また1996年には対象施設の床面積が従来の1,000m^2から160m^2までへと大きく拡大された。

⑰ 環境改善負担金の賦課対象は，1994年に軽油自動車が新たに追加された。

⑱ 施設物別燃料標準使用量（$\frac{リットル}{m^3}$）は，大型スーパー1.9，医療施設2.0，宿泊施設4.23，観光休憩施設6.60，室内水泳場30.0，などと定められている。

⑲ 行政区域として，広域市は日本の政令市，特別市は首都，道庁所在地は県庁所在地に対応する。

⑳ 例えば，室内水泳場0.07，宿泊施設0.38，医療施設0.34，飲食店0.55，観光休憩施設0.85，大型スーパ1.00などとなっている。

㉑ この水利用負担金は，2001年からは110ウォンに引き上げられており，さらに2006年に140ウォン，2007年には150ウォンに引き上げられている。この賦課料率では，4人家族が月20トンの水を使用する場合，毎月約3,000ウォンの負担となる。水利用負担金の賦課料率は，環境部長官，ソウル市や京畿道など関係自治体の長，韓国水資源公社の長などで構成される漢江水系管理委員会で決定される。

㉒ 各水系管理基金の2005年度予算財源調達規模は，漢江3,043億ウォン，洛東江1,400億ウォン，錦江603億ウォン，栄山江468ウォンとなっている（表12）。

㉓ OECDは1996年から1999年まで5次にわたる専門家会議で，EPRの適用のための国家間共通のProtocol（たとえば1998年の「Frame Work Report」など）を制定し，2001年3月にはガイダンス・マニュアル（Extended Producer Responsibility : A Guidance Manual for Governments）を公表した。それ以来，拡大生産者責任原則は，多くの国で廃棄物政策における1つの指導原理となっている。

㉔ 廃棄物預置金は1994年までには「廃棄物管理基金」の財源となり，主に預置金の払い戻しや再活用施設の整備・建設に使われたが，同基金が廃止された1995年からは環境部所属会計である「環境改善特別会計」に繰り入れられ，広く環境対策財源として用いられた。環境改善特別会計の使途について詳しくは李（2004）127～129ページ参照。

㉕ 韓国の生産者責任再活用制度についてより詳しくは，李（2005）を参照。

㉖ たとえば諸富（1997）を参照。

㉗ 環境部の内部資料によれば，韓国の環境賦課金制度が，汚染抑制にインセンティブを与える経済的手法として位置づけられるようになったのは1997年からである。それ以前は主に環境保全のための財源調達手段として認識されていたという。

㉘ 例えば，環境部関連資料（1995）によれば，排出賦課金制度は1986年に改正強化されたが，当時パルプ産業の粉塵1kg当たり排出賦課金は1,198ウォンであったものの，粉塵処理のための平均費用はそれを上回る1,500ウォンであったという。

㉙ この点について詳しくは，李（2005）を参照。

㉚ 朴・竹歳（2004），熊本（2004）などもこの点を指摘している。

㉛ 2005年3月9日，韓国電子産業環境協会へのヒアリング調査による。

㉜ 日本の家電製品協会などによれば，2002年度の廃家電4品目の排出量は，2,200万台と推定されているが，家電リサイクル制度により再商品化処理されたのは約1,000万台であるという。これは，排出量の約55％に当たる1,200万台が，海外輸出や不法投棄など制度の外で処理されていることを意味する。韓国のように再活用率（再活用量／出荷量もしくは排出量）を義務づけるケースと，日本のように回収された廃家電製品の重量当たり再商品化率（再商品化重量／再商品化処理重量）のみを義務づけるケースの社会的費用の大きさを比較することは今後の課題といえる。

㉝ EUでは，風力，太陽，地熱，波力，潮力，バイオマス，廃棄物処分場ガス，下水処理場ガス，バイオガスの他，大規模水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。そのため，ほとんどの国で水力発電が再生可能エネルギーの多くの部分を占めており，現状では水力に恵まれた国ほど再生可能エネルギーのシェアが大きい。しかし，大規模水力ダムは環境への影響が大きため，今後大幅に増加させる方向には

ないという。詳しくは朴（2003）を参照。

⑷ 環境部の内部資料（1997年）によれば，自治体の予算全体に占める環境保全予算の割合は，首都14%，地方9～19%となっており，また環境保全関連支出の財政自立度は首都82%，地方57～97%（いずれも1996年度基準）となっている。

⑸ 日本では2000年4月に施行された地方分権一括法によって，自治体は地方環境税など税の使途を予め定めた法定外目的税の導入が可能となった。地方環境税の実態や理論的根拠および制度設計に関して，詳しくは，和田（2002），諸富（2003）などを参照。

参考文献

―韓国語文献―

安ヒョコン（2006）『首都圏工場総量制規制改善方向』韓国行政研究院。

李秀澈・康民錫（1998）『韓国の環境補助金運用実態と課題』全国経済人連合会。

李態妍・朴勝俊・千景娥（2005）「韓国の環境政策をめぐる考察―排出賦課金･環境改善負担金を中心に」『龍谷大学経済学論集』第45巻第1号1～36ページ。

李ビョンクック（2006）『水生態系復元のための制度整備戦略』韓国環境政策・評価研究院。

環境部（各年版a）『環境統計年鑑』。

環境部（各年版b）『環境部所管歳入・歳出予算概要』。

環境部（各年版c）『歳入・歳出決算報告書』。

環境部（各年版d）『環境白書』。

環境部（2002a）『生産者責任再活用制度の概要』。

環境部（2002b）『第2次国家廃棄物管理総合計画』。

環境部（2002c）『漢江水系管理基金の運用現況』。

環境部（2002d）『環境改善負担金制度改善に関する研究』。

環境部（2002e）『首都圏大気質特別対策』。

環境部（2004a）『大気排出賦課金業務便覧』。

環境部（2004b）『環境改善負担金業務便覧』。

環境部（2004c）『環境改善特別会計歳入予算（案）』。

環境部（2004d）『2003年度生産者責任再活用制度施行成果1年』環境部報道資料。

環境部（2004e）『2005年度製品包装別再活用義務率』。

環境部（2005）『2004年度再活用義務履行結果報告書提出案内』。

環境部・韓国電子産業環境協会（2004）『正しい再活用方法』韓国電子産業環境協会。

韓国環境技術開発院（1996）『韓国の環境50年史』。

韓国環境技術開発院（1996）『大気汚染物質排出賦課金に関する研究』。

韓国環境政策・評価研究院（各年版）『環境予算と政策目標』。

企画予算処（各年版a）『負担金運用総合報告書』。

企画予算処（各年版b）『予算案編成指針及び基準』。

金光任他（2006）『持続可能な物質管理のための資源循環政策』韓国環境政策・評価研究院。

財政経済部（2006）『韓国の財政』。

文ヒョウンジュ（2005）『総量管理体制の下での地域環境管理』韓国環境政策・評価研究院。

―日本語文献―

李秀澈（1998）「韓国の環境賦課金制度」環境経済・政策学会『アジアの環境問題』東洋経済新報社，250～264ページ。

李秀澈（1999）「日本の財政投融資と環境補助金」『経済論叢別冊　調査と研究』（京都大学経済学会）18号，30～48ページ。

李秀澈（2000）「環境補助金と汚染者負担原則」『名古屋学院大学論集』第37巻第2号。

李秀澈（2002）「韓国の環境予算制度―環境保全財源調達の望ましい方途の模索」『名古屋学院大学論集』社会科学編第39巻第2号，187～209ページ。

李秀澈（2004a）「韓国の環境補助予算制度―環境予算の使途上の現状と課題」『名古屋学院大学論集』社会科学篇第40巻第3号，2004年，97～111ページ。

李秀澈（2004b）『環境補助金の理論と実際―日韓の制度分析を中心に』名古屋大学出版会。

李秀澈（2005）「韓国の生産者責任再活用制度―家電リサイクルの生産者費用負担とリサイクルインセンティブ機能」『名城論叢』第6巻第2号，61～91ページ。

大塚直（1991）「環境賦課金(1)―(6)」『ジュリスト』No.979-987，61～65ページ。

大塚直（2003）「環境法における費用負担論・責任論」『法学教室』N0.269，7～14ページ。

岡敏弘（1997）「環境政策手段の経済理論」植田和弘・岡敏弘・新澤秀則（編）『環境政策の経済学』日本

評論社，15 ～ 32 ページ。
岡敏弘・小藤めぐみ・山口光恒（2003）「拡大生産者責任（EPR）の経済理論的根拠と現実」『三田学会雑誌』96 巻 2 号，113 ～ 136 ページ。
熊本一規（2004）「拡大生産者責任を考える―循環型社会創りはどこが間違っているのか―」『環境会議』2004 年春号，64 ～ 67 ページ。
新澤秀則（1997）「環境補助金」植田和弘・岡敏弘・新澤秀則（編）『環境政策の経済学―理論と現実』日本評論社，191 ～ 202 ページ。
朴勝俊（2003）「EU の環境政策」『ヨーロッパ経済論』ミネルヴァ書房。
朴玉･竹歳一紀(2004)「家電リサイクル法への家電メーカーの対応と制度上の諸問題」『桃山学院大学経済経営論集』第 46 巻第 1 号，29 ～ 54 ページ。
松野裕（1997）「鉄鋼業における硫黄酸化物排出削減への各種環境政策手段の寄与」『経済論叢』京都大学経済学研究会，第 159 巻第 5 号，444 ～ 464 ページ。
諸富徹（1997）「ドイツの排水課徴金(2)―制度史とポリシーミックス分析」植田和弘・岡敏弘・新澤秀則（編）『環境政策の経済学』日本評論社，53 ～ 77 ページ。
諸富徹（2000）『環境税の理論と実際』有斐閣。